令和７年４月１５日発行　　第９６３号

亀岡市公報

発行所　亀岡市役所
総務部　総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神８番地

目　次

――― 条　例 ―――

○亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正　（人事課）　11
○職員の育児休業等に関する条例の一部改正　（人事課）　12
○亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正　（情報政策課）　12
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例　（総務課）　13
○亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正　（総務課）　14
○亀岡市消防団条例の一部改正　（自治防災課）　15
○亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正　（自治防災課）　16
○亀岡市手数料徴収条例の一部改正　（市民課）　17
○亀岡市営火葬場条例の一部改正　（火葬場整備推進課）　17
○亀岡市子ども・子育て会議条例の一部改正　（子育て支援課）　18
○亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正　（保育課）　18
○亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正　（保育課）　19
○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正　（病院総務課）　19
○亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正　（都市計画課）　20
○亀岡市都市公園条例の一部改正　（都市整備課）　24
○亀岡市水道事業給水条例の一部改正　（総務・経営課）　25
○亀岡市下水道条例の一部改正　（総務・経営課）　27
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正　（保険医療課）　27
○亀岡市議会個人情報保護条例の一部改正　（議会事務局）　28
○亀岡市議会委員会条例の一部改正　（議会事務局）　29
○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（議会事務局）　30
○亀岡市税条例等の一部改正　（税務課）　31

――― 規　則 ―――

○亀岡市財務規則の一部改正　（財政課）　36
○職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正　（人事課）　38

○亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正　（人事課）　38
○亀岡市事務分掌規則等の一部改正　（企画調整課）　41
○亀岡市交流会館条例施行規則の一部改正　（市民力推進課）　44
○亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則の一部改正　（環境政策課）　45
○亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係規則の整理に関する規則　（保育課）　46
○初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正　（人事課）　49
○管理職手当支給規則の一部改正　（人事課）　55
○扶養手当支給規則　（人事課）　56
○通勤手当支給規則の一部改正（人事課）　57
○管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正　（人事課）　58
○亀岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の全部改正　（人事課）　58
○亀岡市税条例施行規則の一部改正　（税務課）　63

――― 告　　示 ―――

○亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱の一部改正（障がい福祉課）　64
○亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部改正　（自治防災課）　66
○公示送達　（保険医療課）　66
○亀岡市指定文化財の指定（文化芸術課）　67
○公示送達　（高齢福祉課）　68
○亀岡市造林資金融資要綱の一部改正　（契約検査課）　68
○公示送達　（税務課）　69
○亀岡市景観計画の一部変更による図書の縦覧　（都市計画課）　69
○公示送達　（税務課）　70
○土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度に係る優良宅地認定事務取扱要綱の一部改正　（都市計画課）　71
○公示送達　（保険医療課）　72
○令和７年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所　（税務課）　75
○亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正　（自治防災課）　75
○亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱の一部改正　（保険医療課）　77
○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱等の一部改正　（保育課）　78
○亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱の一部改正　（建築住宅課）　82
○南丹都市計画道路事業の事業計画変更の認可　（都市計画課）　82
○公示送達　（高齢福祉課）　82
○公示送達　（保険医療課）　83
○亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正　（子育て支援課）　83
○特定子ども・子育て支援施設等の告示　（保育課）　84

――― 訓　　令 ―――

○亀岡市財務規則の運用方針の一部改正　（財政課）　85
○亀岡市事務処理規程の一部改正　（企画調整課）　86
○亀岡市交流会館事務処理規程の廃止　（市民力推進課）　86
○亀岡市職員等の旅費に関する条例等の運用方針の廃止　（人事課）　87

――― 公　　告 ―――

○亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の終了認可　（都市計画課）　87
○民間事業者の選定結果　（農林振興課）　87
○民間事業者の選定結果　（農林振興課）　88
○地域計画案の縦覧　（農林振興課）　88
○農用地利用集積計画の縦覧　（農林振興課）　89
○亀岡農業振興地域整備計画変更案の縦覧　（農林振興課）　89
○南丹都市計画道路事業の事業計画認可　（都市計画課）　90
○地域計画策定の縦覧　（農林振興課）　90

――― 任免及び辞令 ―――

議会事務局欄

――― 規　　則 ―――

○亀岡市議会会議規則の一部改正　92

――― 規　　程 ―――

○亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正　96

監査委員欄

――― 公　　表 ―――

○令和６年度定期監査・行政監査　97

教育委員会欄

――― 規　　則 ―――

○亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係規則の整理に関する規則　101
○亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正　101
○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正　102

――― 告　　示 ―――

○亀岡市立小学校の通学路に関する要綱の一部改正　102

――― 教育長訓令 ―――

○亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係訓令の整理に関する訓令　103
○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正　103

――― 任免及び辞令 ―――

選挙管理委員会欄

――― 告　　示 ―――

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の５０分の１の数　105
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の３分の１の数　105
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の６分の１の数　106

上下水道部欄

――― 規　　程 ―――

○亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程等の一部改正　106

――― 告　　示 ―――

○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始　107
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示　108
○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示　108

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示　108
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示　109

――― 公　　告 ―――
○亀岡市公共下水道の事業計画変更案の縦覧　109

市立病院欄

――― 規　　程 ―――
○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正　111
○亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正　111
○亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正　124

――― 公　　告 ―――
○亀岡市立病院職員採用試験の結果　124

公布された条例のあらまし

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

１　深夜勤務及び時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することとした。

２　仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずることとした。

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

１　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等に関する条例における当該法律の引用箇所を改正することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

１　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

１　刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例の規定整備を図ることとした。

２　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する条例の規定の適用等について、所要の経過措置を設けることとした。

３　この条例は、令和７年６月１日から施行することとした。

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例要綱

１　地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係する条例について規定整備を図ることとした。

２　この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例要綱

１　消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を次のように改めることとした。

改正前	部長	年額　３５，２００円
	班長	年額　２８，６００円
	団員	年額　２５，４００円
改正後	部長	年額　３５，８００円
	班長	年額　３１，４００円
	団員	年額　２９，１００円

２　消防団員の入団を促進するため、任命条件の対象を広げることとした。

３　消防団の運営を健全なものとするため、団員の分限処分についての規定を設けることとした。

４　その他所要の規定整備を図ることとした。

５　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例要綱

１　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」の区分を設けることとした。

２　この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

１　証明書コンビニ交付サービスで取得可能な証明書の発行について、窓口での交付手数料を３００円から４００円に増額改定し、多機能端末を用いて発行する際の交付手数料との差別化を図ることとした。

２　この条例は、令和７年１０月１日から施行することとした。

亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例要綱

１　受益者負担の原則に基づき、使用料を次のとおり改正することとした。

区　　分	単位	金　　額			
		現　行		改正後	
		市内	市外	市内	市外
１２歳以上	１死体	15,000円	60,000円	20,000円	80,000円
１２歳未満	〃	7,500円	30,000円	10,000円	40,000円
乳児（１歳未満） 死産児（妊娠４箇月以上）	〃	3,500円	10,000円	5,000円	20,000円
胞衣、産	１個	1,800円	7,500円	2,500円	10,000円

２　この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

３　この条例は、令和７年７月１日から施行することとした。

亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例要綱

１　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例要綱

１　幼保連携型認定こども園として亀岡こども園を開設するに当たり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第４条の規定に基づき、認定こども園の学校医等に対する公務災害の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を条例で定めるため、所要の規定整備を図ることとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

１　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育施設等に配置を必要とする栄養士に加えて、管理栄養士も同等の要件を満たすものとして規定整備を図ることとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例要綱

１　亀岡市立病院の訪問診療に係る使用料等を定めることとした。

２　この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例要綱

１　篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域の名称を篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域に変更したことに伴い、所要の規定整備を図ることとした。

２　建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域内及び篠町篠洗川地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めることとした。

３　この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

１　亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業及び亀岡市高野林・小林土地区画整理事業により設置された公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定することとした。

名　　称	位　　置
夕日ケ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ケ丘４丁目地内
明晴北公園	亀岡市千代川町明晴２丁目地内
明晴南公園	亀岡市千代川町明晴５丁目地内

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例要綱

１　水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の規定整備を図ることとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例要綱

１　下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置の基準について、所要の規定整備を図ることとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

１　国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

⑴　国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を６６０，０００円（現行６５０，０００円）に、後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を２６０，０００円（現行２４０，０００円）に改めることとした。

⑵　国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、５割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を３０５，０００円（現行２９５，０００円）に、２割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を５６０，０００円（現行５４５，０００円）に改めることとした。

２　この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

１　地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、亀岡市税条例、亀岡市都市計画税条例等の一部を次のとおり改正した。

⑴　特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入することとした。

⑵　総排気量が０．１２５リットル以下で最高出力を４．０キロワット以下に制御した新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を、年額２，０００円とすることとした。

⑶　その他所要の規定整備を図ることとした。

２　条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

３　この条例は、令和７年４月１日から施行した。

条　例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第２号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年亀岡市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

第１２条中「年度ごと」を「年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）ごと」に改める。

第１５条中「定める者」の次に「（第１５条の３において「配偶者等」という。）」を加える。

第１５条の２の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１５条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１５条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の２第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の一部改正）

３　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和４年亀岡市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第２０項中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改める。

「掲示済」

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第３号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年亀岡市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第４号

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年亀岡市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第５号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（亀岡市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第１条　亀岡市個人情報保護法施行条例（令和４年亀岡市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第１１項及び第１２項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和３０年亀岡市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第３号及び第４号並びに第２０条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第３条　職員の退職手当に関する条例（昭和３０年亀岡市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項第１号及び第５項第２号、第１８条の見出し、同条第１項第１号、第１９条第１項第１号並びに第２１条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例の一部改正）

第４条　亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例（平成１０年亀岡市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２６条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市暴力団排除条例の一部改正）

第５条　亀岡市暴力団排除条例（平成２４年亀岡市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正）

第６条　亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和３９年亀岡市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」とい

う。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

５　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第１７条第１項及び第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２１条第４項並びに職員の退職手当に関する条例第２１条第３項の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

「掲示済」

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第６号

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

（亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第１条　亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和３年亀岡市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

（亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成２９年亀岡市条例第３１号）の一

部を次のように改正する。

第１０条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成１４年亀岡市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第７号

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和３０年亀岡市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを「（任命）」に改め、同条中「委嘱又は」を削り、同条第１号中「本市に居住する」を「本市に居住し、又は勤務する」に改める。

第８条の次に次の１条を加える。

（分限）

第８条の２　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

⑴　勤務実績が良くない場合

⑵　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

⑶　前２号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

第９条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第１６条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（報酬）」を付し、同条第２項ただし書を削り、同項第１号中「１２月２１日」を「１２月」に改め、同項第２号中「の各２１日」を削り、同項第３号中「出動回数」を「毎年度、出動回数」に、「３月末日」を「当該年度分を翌年度５月」に改め、同項第４号中「の各２１日」を削り、同条に次の２項を加える。

３　前項第１号から第３号までの報酬は、亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和３０年亀岡市条例第２５号）第２条の規定の例により支払うものとする。

４　前各項の規定にかかわらず、勤務期間内において勤務実績のない者には、第２項第１号及び第２号の報酬は支給しない。

第１７条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

第１９条に見出しとして「（公務災害補償）」を付する。

別表⑴の項中「３５，２００円」を「３５，８００円」に、「２８，６００円」を「３１，４００円」に、「２５，４００円」を「２９，１００円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第８号

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和３９年亀岡市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階数	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団　　長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班　　長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団　　員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の亀岡市消防団員退職報償金条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第９号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成１２年亀岡市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２５号中「証明及び閲覧手数料」を「証明手数料」に、「１件（回）につき　３００円」を「１件につき　４００円」に改め、同号ただし書を削り、同項第２６号を次のように改める。

㉖　住民基本台帳関係簿に関する閲覧手数料　１回につき　３００円

ただし、３０世帯までを１回とし、３０世帯を増すごとに３００円を加算する。

第２条第１項第２９号中「３００円」を「４００円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１０号

亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例

亀岡市営火葬場条例（昭和３９年亀岡市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条の表中

「

金額	
市内	市外
15,000円	60,000円
7,500円	30,000円
3,500円	15,000円
1,800円	7,500円

」

を

「

金額	
市内	市外
20,000円	80,000円
10,000円	40,000円
5,000円	20,000円
2,500円	10,000円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の亀岡市営火葬場条例第５条の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料から適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１１号

亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども・子育て会議条例（平成２５年亀岡市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７７条第１項及び第３項」を「第７２条第１項及び第３項」に改める。

第２条中「第７７条第１項各号」を「第７２条第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１２号

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年亀岡市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「亀岡市立学校」を「亀岡市が設置する学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６

号）第１条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）」に改める。

第２条中「（以下「教育委員会」という。）」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）」を加える。

第４条中「教育委員会」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）」を加える。

第５条中「教育委員会規則」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、規則）」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１３号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年亀岡市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１４号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成１６年亀岡市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　訪問診療に係る交通費　１回５００円以内で管理者が定める額

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行し、同日以後の利用に係る使用料等について適用する。

「掲示済」

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１５号

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和６２年亀岡市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第２号ただし書中「及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域」を「、篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域及び篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域」に改め、同項第３号ただし書中「及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン」を「、篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン及び篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン」に改める。

別表第１篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域の項中「篠町篠牙ケ尾地区」を「篠町夕日ケ丘東地区」に改め、同表に次のように加える。

篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
篠町篠洗川地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠洗川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第２篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域の部中「篠町篠牙ケ尾地区」を「篠町夕日ケ丘東地区」に改め、「及び工作物」を削り、同表に次のように加える。

篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域	工業施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 ⑴　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑵　カラオケボックスその他これに類するもの ⑶　ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 ⑷　令第130条の7に規定する規模の畜舎 ⑸　住宅 ⑹　共同住宅、寄宿舎又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。） ⑺　兼用住宅 ⑻　店舗、飲食店等 ⑼　神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑽　集会場又は集会所 ⑾　公衆浴場 ⑿　診療所 ⒀　認定こども園 ⒁　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⒂　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業者の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） ⒃　図書館、博物館その他これらに類するもの ⒄　葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） ⒅　自動車教習所 ⒆　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 ⒇　犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） ㉑　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	1,500平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。

	生活利便施設・関連施設ゾーンＡ	次の各号に掲げる建築物 ⑴　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑵　カラオケボックスその他これに類するもの ⑶　ホテル又は旅館 ⑷　ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 ⑸　令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） ⑹　住宅 ⑺　共同住宅、寄宿舎又は下宿 ⑻　兼用住宅 ⑼　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ⑽　葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） ⑾　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 ⑿　犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） ⒀　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	150　平　方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。 ただし、市道中矢田篠線の道路境界線からの距離については、3メートルとする。
	生活利便施設・関連施設ゾーンＢ	次の各号に掲げる建築物 ⑴　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑵　カラオケボックスその他これに類するもの ⑶　ホテル又は旅館 ⑷　ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設	100　平　方メートル		

		⑸　令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） ⑹　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ⑺　葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） ⑻　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 ⑼　犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） ⑽　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
篠町篠洗川地区地区整備計画区域	Aゾーン	次の各号に掲げる建築物 ⑴　住宅 ⑵　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの ⑶　共同住宅、寄宿舎又は下宿 ⑷　学校、図書館、その他これらに類するもの ⑸　神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑹　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ⑺　公衆浴場 ⑻　診療所 ⑼　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物			
	Bゾーン	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 ⑴　病院 ⑵　診療所 ⑶　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ⑷　前各号の建築物に附属するもの			

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１６号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和４４年亀岡市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「第３条関係」を「第３条の６関係」に改め、同表に次のように加える。

５１	夕日ケ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ケ丘４丁目地内
５２	明晴北公園	亀岡市千代川町明晴２丁目地内
５３	明晴南公園	亀岡市千代川町明晴５丁目地内

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１７号

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市水道事業給水条例（平成２９年亀岡市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４９条及び第５０条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第４９条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑵　学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑸　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑺　１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑻　第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻

を修了した後、第１号の卒業者にあっては２年以上、第２号の卒業者にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑼　外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑽　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑾　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第５０条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

⑴　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　前条第１号、第３号及び第５号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同

じ。）については７年以上、同条第５号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

⑺　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑻　建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１８号

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例

亀岡市下水道条例（昭和５７年亀岡市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第１１号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第１９号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和３４年亀岡市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１６条の６中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改める。

第１６条の６の１０中「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改める。

第２０条中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に、「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に、「５４５，０００円」を「５６０，０００円」に、「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改める。

第２０条の４中「６５万円」を「６６０，０００円」に、「２４万円」を「２６０，０００円」に、「１７万円」を「１７０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１６条の６、第１６条の６の１０、第２０条及び第２０条の４の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第２０号

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

亀岡市議会個人情報保護条例（令和４年亀岡市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下「番号法」」を「第１２条第５項において「番号利用法」」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表右欄中「番号法」を「番号利用法」に、「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下「個人情報ファイル簿」」を「第３項において「個人情報ファイル簿」」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第１２条第５項の表右欄の改正規定（「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める部分に限る。）　令和７年４月１日

⑵　第５３条から第５５条までの改正規定　令和７年６月１日

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　第５３条から第５５条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第２１号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和４８年亀岡市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項産業建設常任委員会の項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　全国都市緑化フェア推進室の所管に属する事項

第１４条の２第１項を次のように改める。

委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第１９条第１項の秘密会は、この限りでない。

⑴　大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

⑵　育児、介護、疾病、看護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

⑶　その他委員長が特に必要と認める場合

第１４条の２第２項中「開く委員会」を「委員会が開会される場合」に、「に届け出なければならない」を「の許可を得なければならない」に改め、同条第３項中「前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、」を「第１項の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、当該」に改める。

第１７条第２項を削る。

第２０条第２項中「求められた者は、」を「求められた者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第２３条第１項中「出席して」を「おいて」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２７条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第２４条第１項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第２項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第３項中「に出席する」を「において意見を述べる」に改める。

第２７条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第１項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第２項を削る。

第２８条第３項中「に出席する」を「において意見を述べる」に改める。

第２９条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とし、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合においては、同項の規定による署名又は押印は、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第２項産業建設常任委員会の項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第２２号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年亀岡市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（費用弁償）

第４条　議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和３７年亀岡市条例第１４号）の規定を準用し、特別職に相当する旅費を支給する。

２　前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員が次の各号に定める会議等の場に出席したときは、住居から参集場所までの距離に応じて、費用弁償として交通費の実費相当額

を支給する。

⑴　本会議

⑵　常任委員会

⑶　議会運営委員会

⑷　特別委員会

⑸　全員協議会（全員初協議会を含む。）

⑹　広報広聴会議（各部会を含む。）

３　前項の規定により支給する費用弁償の額は、次に掲げるとおりとする。

⑴　公共交通機関を利用した場合の交通費の費用弁償の額　実費額（ただし、定期券の支給は認めない。）

⑵　自動車、自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を使用した場合の交通費の費用弁償の額　登庁日数に亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第４５号）別表第２の通勤距離に応じた１日当たりの額を乗じて得た額

⑶　前各号以外の方法により登庁した場合の交通費の費用弁償の額　実費額（ただし、当該方法により登庁することが真にやむを得ないと議長が認めた場合に限る。）

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用）

２　この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の費用弁償から適用し、同日前の費用弁償については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市条例第２３号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第１条　亀岡市税条例（昭和３０年亀岡市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３２条の３中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３５条の３第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族を

いう。第３５条の４の２第１項第３号及び第３５条の４の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３５条の４の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３５条の４の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第４６条第２項中「租税特別措置法」の次に「（昭和３２年法律第２６号）」を加える。

第７６条第１項中「前条第１項」を「第７５条第１項」に改める。

第７７条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８４条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第７７条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第８４条の２第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１１２条中「第５９９条第１項第２号」を「法第５９９条第１項第２号」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第１６項を第１７項とし、第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マ

ンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第８６条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第８６条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第８７条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第８８条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第８６条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８７条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８７条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこの

みの品目のもの

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第２条　亀岡市都市計画税条例（昭和３２年亀岡市条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１８項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

（亀岡市老人医療費支給条例の一部改正）

第３条　亀岡市老人医療費支給条例（昭和４７年亀岡市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（令和６年分における所得税額の特別控除の特例）

２　令和７年８月１日から令和８年７月３１日までの間に受給者証の交付申請及び受けた医療についての第２条の規定の適用については、同条中「含む」とあるのは、「含み、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の３の３第１項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　亀岡市税条例第３２条の３、第３５条の３第１項ただし書、第３５条の４の２第１項第３号及び第３５条の４の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定　令和８年１月１日

⑵　亀岡市税条例附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定　令和８年４月１日

⑶　亀岡市税条例第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第３２条の３及び第３５条の３第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３５条の３第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の４の２第１項第３号及び第３５条の４の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族

特別控除額」とする。

３　新条例第３５条の４の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３５条の３第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３５条の４の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の亀岡市税条例（以下「旧条例」という。）第３５条の３第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３５条の４の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３５条の４の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３５条の４の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３５条の４の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条　新条例第７７条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、亀岡市税条例第８６条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第８８条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　亀岡市税条例第８８条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

第７条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

「掲示済」

規　則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月１９日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第５号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和４０年亀岡市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「、園長」を削る。

第５条第２項第１号中「亀岡市教育委員会事務専決規程第１８条」を「亀岡市教育委員会事務専決規程第１７条」に改める。

第１７条第４項ただし書中「需用費については、」を削る。

第１８条第３項各号を次のように改める。

⑴　人件費に属する経費と人件費以外に属する経費を相互に流用すること。

⑵　交際費を増額するために流用すること。

⑶　需用費のうち、食糧費を増額するために流用すること。

⑷　歳出予算の流用又は予備費の充用により増額した経費から他の経費へ流用すること。

第４６条第１項中「当該収入伝票に」を削り、「領収済通知書を添えて」を「領収済通知書を」に改め、同条第２項中「第４項」を「第３項」に改め、同条第３項中「収入伝票及び」を削り、「受けたときは」の次に「、収入伝票を確認し」を加え、「整理するとともに、当該整理が終了したのち遅滞なく当該領収済通知を出納機関に返付」を「整理」に改める。

第４７条第１項中「に当該取消額に相当する額を減少額とする収入伝票を作成し」を「の処理を施し」に改め、「当該作成に係る収入伝票にこれを添えて」を削る。

第４９条第３項中「（朱書）」を削る。

第５０条第４項を削る。

第５３条第５項を削る。

第５４条第５項を削る。

第５６条第２項中「当該書類に押印」を「決裁」に改める。

第６３条第４項中「第３項」を「前項」に改める。

第６５条第２項第１号中「第５条」を「第１６条」に改める。

第６８条第１項第３号中「国民健康保険法」の次に「（昭和３３年法律第１９２号）」を加える。

第７３条第１項第５号中「生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法」を「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）」に改め、同項第６号中「子育て支援法」の次に「（平成２４年法律第６５号）」を加える。

第７４条第１項中「帰庁の日から３日以内」を「帰庁後速やか」に改める。

第７５条第３項中「同条」を削る。

第７７条第３項を削り、同条第４項中「第２項」を「前項」に改め、「又は収納金融機関」を削り、同項を同条第３項とする。

第７８条第１項中「第４項」を「第３項」に改め、同条第２項中「、又は第１６４条第３項の規定により指定金融機関から繰替払整理伝票

の送付を受けたとき」及び「第４６条第１項の規定により送付する収入伝票とあわせて」を削り、同条第３項中「収入伝票とあわせて」を削り、同条第４項中「第４項」を「第３項」に改める。

第９４条を次のように改める。

第９４条　削除

第９５条第１項中「（朱書）」を削る。

第９６条第５項を削る。

第９７条第２項中「この場合においては、同項各号」を「この場合において、第９０条第２項各号」に改め、「さらに」を削る。

第１３２条に次の１項を加える。

６　前項の規定により作成することとされている検査調書又は検収調書については、当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、調書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該調書とみなす。

第１３３条に次の１項を加える。

３　第１項の規定により作成することとされている確認の結果を記載した書面については、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、書面の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書面とみなす。

第１４０条第１項中「前項第２項」を「前条第２項」に改める。

第１４６条を次のように改める。

第１４６条　削除

第１４８条第１項中「又は第１４６条」を削る。

第１５１条を次のように改める。

第１５１条　削除

第１５２条中「前条」を「第１５０条」に改める。

第１５５条及び第１５６条を次のように改める。

第１５５条及び第１５６条　削除

第１６０条を次のように改める。

第１６０条　削除

第１６１条中「前条」を「第１５９条」に改める。

第１６４条第３項を削る。

第２３０条第１項及び第３項中「法第２４３条の２の８」を「法第２４３条の２の９」に改める。

第２３３条に次の１項を加える。

２　前項で定める財務伝票については、当該財務伝票に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもってこれに代えることができる。

第２４１条を次のように改める。

（収入命令及び支出命令の根拠となる書類の保管）

第２４１条　収入及び支出の命令の根拠となる関係書類は、亀岡市文書取扱規則（平成１３年亀岡市規則第２７号）の規定及び会計管理者の指示するところにより、収入命令権者又は支出命令権者が保管しなければならない。

別表第１第５第１項第２号中「幼稚園長、」を削り、「第１３条まで、第１６条及び第１７条」を「第１２条まで、第１５条及び第１６条」に改める。

別表第５第３章関係の項備付義務者の欄中「収入命令権者　出納機関　」を「収入命令権者　収入命令権者」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第４６条第１項及び第３項、第５６条、第７８条第２項（「第４６条第１項の規定により送付する収入伝票とあわせて」を削る部分に限る。）及び第３項、第９５条、

第２３３条、第２４１条並びに別表第５の改正規定　公布の日

⑵　第２３０条の改正規定　地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日

「掲示済」

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２４日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第６号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則（昭和６０年亀岡市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第４項」の次に「並びに第９条第５項」を加える。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第５条　条例第９条第３項の規則で定める管理監督職は、亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和３０年亀岡市条例第２５号）別表第２職務の級別基準表の職務の級が７級である職員の職とする。

附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第７号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成２１年亀岡市規則第７号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員等」の次に「（条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。以下同じ。）及び同条第４項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同

じ。）」を加える。

第１４条第２項第２号中「条例第８条の２第２項の規定による請求にあっては３歳、同条第３項の規定による請求にあっては」を削る。

第１７条第２項第２号中「条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１８条第５項を削る。

第１９条第３項中「、１０の項、１４の項及び１６の項」を「から１２の項まで及び１４の項」に改める。

別表第２中

「

11　子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な予防接種や健康診断に付き添うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１０日）以内の期間

」

を

「

11　子の看護等休暇	９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種や健康診断に付き添うこと、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、１０日）以内の期間

」

に改め、

「

15　妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	３０日以内で必要と認められる期間

」

を

「

15　妊産疾病休暇	妊娠中の職員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

」

に改める。

（亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条　亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第４４号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「９の項、１１の項、１２の項、１４の項、１７の項、１８の項、別表第４中３の項及び４の項」を「３の項、１０の項、１２の項、１３の項、１５の項、１８の項から２１の項まで」に改め、同条第２項中「１４の項、１７の項、１８の項、別表第４中３の項及び４の項」を「１５の項及び１８の項から２１の項まで」に改める。

第１７条中「１５の項及び１６の項」を「１６の項及び１７の項」に改める。

別表第３中１９の項を２２の項とし、同項の前に次の２項を加える。

２０　９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種や健康診断に付き添うこと、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他のこれに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、１０日）以内の期間
２１　条例第１５条第１項で規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日）以内の期間

別表第３中１８の項を１９の項とし、３の項から１７の項までを１項ずつ繰り下げ、２の項の次に次の１項を加える。

３　会計年度任用職員が公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	１の年度において１０日以内の期間

別表第４中３の項、４の項及び７の項を削り、５の項を３の項とし、６の項を４の項とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

２　職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則（令和５年亀岡市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「第１７条第２項、第３項、第４項及び第６項、第１８条第５項並びに第１９条第３項」を「第１７条（第３項及び第４項を除く。）、第１７条の２並びに第１９条第２項及び第３項」に改める。

「掲示済」

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第８号

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

（亀岡市事務分掌規則の一部改正）

第１条　亀岡市事務分掌規則（平成１２年亀岡市規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「市長公室（以下「室」という。）」を「室」に改める。

別表第１環境先進都市推進部の部環境政策課の項中「環境プロモーション係」を削り、同部資源循環推進課の項中「資源循環推進係」を「サーキュラー推進係」に改め、同表まちづくり推進

部の部建築住宅課の項中「住宅係」を「住宅空家対策係」に改め、「空家対策係」を削り、同部全国都市緑化フェア推進課の項を削り、同表に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進室	全国都市緑化フェア推進課	
	全国都市緑化フェア整備課	整備係

別表第２に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進室	全国都市緑化フェア推進課

別表第３環境先進都市推進部の部環境政策課の項中
「地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。」を
「地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。
環境プロモーションセンターに関すること。　　」に改め、同部資源循環推進課の項中「資源循環型社会」を「サーキュラーエコノミー」に改め、同表健康福祉部の部障がい福祉課の項中「こども発達支援事業に関すること。」を削り、同表こども未来部の部保育課の項を次のように改める。

保育課	保育の方針及び計画に関すること。 保育施設の整備及び管理に関すること。 保育所及び認定こども園の運営指導並びに連絡調整に関すること。 保育所及び認定こども園の入退所（園）に関すること。 保育料の調定及び徴収に関すること。 その他保育に関すること。 かめおか乳幼児教育センターに関すること。

別表第３まちづくり推進部の部全国都市緑化フェア推進課の項を削り、同表に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進室	全国都市緑化フェア推進課	全国都市緑化フェアin京都丹波実行委員会に関すること。 全国都市緑化フェアin京都丹波推進協議会に関すること。 室の総務担当課事務に関すること。
	全国都市緑化フェア整備課	全国都市緑化フェアの庁内調整に関すること。 全国都市緑化フェアの拠点及び周辺整備に関すること。 全国都市緑化フェアの拠点の管理運営に関すること。 全国都市緑化フェアの展示に関すること。 全国都市緑化フェア関連のイベントに関すること。

（亀岡市副市長事務担任規則の一部改正）

第２条　亀岡市副市長事務担任規則（昭和３８年亀岡市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「まちづくり推進部」の次に「、全国都市緑化フェア推進室」を加える。

（亀岡市庁議等に関する規則の一部改正）

第３条　亀岡市庁議等に関する規則（平成１５年亀岡市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「各部」を「各部室」に改める。

第４条第１項中「各部」を「各部室」に改め、同条第３項中「市長公室長、各部の部長」を「各部室長」に改める。

第６条第２項中「市長公室、各部」を「各部室」に改める。

（亀岡市文書取扱規則の一部改正）

第４条　亀岡市文書取扱規則（平成１３年亀岡市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第１６条の２中「及び請求書」を削る。

別表第１中

「

全国都市緑化フェア推進課	緑フ

を

」

「

全国都市緑化フェア推進室	
全国都市緑化フェア推進課	緑推
全国都市緑化フェア整備課	緑整

に改める。

」

（亀岡市職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第５条　亀岡市職員の職の設置に関する規則（平成１８年亀岡市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「給食調理員」の次に「、臨床心理士」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第９号

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市交流会館条例施行規則（平成１８年亀岡市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１７条を第２３条とする。

第１６条中「第２条、第２条の２、第３条、第５条、第６条及び第１２条から第１５条まで」を「第６条、第７条、第８条、第１０条、第１１条及び第１８条から第２１条まで」に、「第３条、第６条の２、第７条、第８条」を「第８条、第１２条、第１３条、第１４条」に、「第４条及び第１７条」を「第９条及び第２３条」に改め、同条を第２２条とし、第８条から第１５条までを６条ずつ繰り下げる。

第７条第２項中「第９条」を「第１５条」に改め、同条を第１３条とする。

第６条の２を第１２条とする。

第６条第１項中「第３条第１項」を「第８条第１項」に改め、同条を第１１条とする。

第５条を第１０条とし、第４条を第９条とする。

第３条第１項中「第２条第１項」を「第６条第１項」に改め、同条を第８条とする。

第２条の２を第７条とする。

第２条第１項中「亀岡市交流会館（以下「会館」という。）」を「会館」に改め、同条第２項中「（スポーツクライミング施設を専用使用しようとする場合は前７日）」を「（各室を使用しようとする場合は前３日とし、スポーツクライミング施設を専用使用しようとする場合は前３０日とする。）」に改め、同条を第６条とし、第１条の次に次の４条を加える。

（職員）

第２条　亀岡市交流会館（以下「会館」という。）に次の職員を置く。

⑴　館長　１人

⑵　その他の職員　若干人

（職務）

第３条　館長は、市民力推進課長の命を受け、会館に属する事務を総括する。

２　職員は、館長の命を受け、担当業務を掌理する。

（分掌事務）

第４条　会館における分掌事務は、次のとおりとする。

⑴　公印の保管に関すること。

⑵　文書の収受、発送及び整理に関すること。

⑶　会館の管理及び運営に関すること。

⑷　その他会館に関すること。

（事務の専決）

第５条　館長は、分掌事務のうち、次の各号に掲げる事項については、専決することができる。

⑴　定例又は軽易な申請、届出及び報告に関すること。

⑵　軽易な調査、照会、回答及び通知に関すること。

⑶　会館の使用許可に関すること。

別記第１号様式中「第２条関係」を「第６条関係」に改める。

別記第１号様式の２中「第２条の２関係」を「第７条関係」に改める。

別記第２号様式中「第３条関係」を「第８条関係」に改める。

別記第３号様式及び別記第４号様式中「第５

条関係」を「第１０条関係」に改める。

別記第５号様式及び別記第６号様式中「第６条関係」を「第１１条関係」に改める。

別記第７号様式中「第７条関係」を「第１３条関係」に改める。

別記第８号様式中「第９条関係」を「第１５条関係」に改める。

別記第９号様式中「第１０条関係」を「第１６条関係」に改める。

別記第１０号様式中「第１１条関係」を「第１７条関係」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１０号

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則（令和６年亀岡市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第１５条を第１９条とする。

第１４条中「第２条、第３条、第６条、第７条及び第１０条から第１３条まで」を「第６条、第７条、第１０条、第１１条及び第１４条から第１７条まで」に、「第３条、第５条、第８条、第９条」を「第７条、第９条、第１２条、第１３条」に、「第４条、第８条第１項及び第１５条」を「第８条、第１２条第１項及び第１９条」に改め、同条を第１８条とし、第８条から第１３条までを４条ずつ繰り下げる。

第７条第１項中「第３条第１項」を「第７条第１項」に改め、同条を第１１条とする。

第６条を第１０条とし、第３条から第５条までを４条ずつ繰り下げる。

第２条第１項中「亀岡市環境プロモーションセンター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条を第６条とする。

第１条の次に次の４条を加える。

（職員）

第２条　亀岡市環境プロモーションセンター（以下「センター」という。）に、次の職員を置く。

⑴　館長　１人

⑵　その他の職員　若干人

（職務）

第３条　館長は、環境政策課長の命を受け、センターに属する事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

（分掌事務）

第４条　センターにおける分掌事務は、次のとおりとする。

⑴　公印の保管に関すること。

⑵　文書の収受、発送及び整理に関すること。

⑶　センターの管理及び運営に関すること。

⑷　その他センターに関すること。

（事務の専決）

第５条　館長は、分掌事務のうち、次の各号に掲げる事項については、専決することができ

る。
⑴　職員の即日出張及び時間外勤務に関すること。
⑵　定例又は軽易な申請、届出及び報告に関すること。
⑶　定例又は軽易な調査、照会、指示、回答及び通知に関すること。
⑷　センターの使用許可及び使用に関する付随業務に関すること。
⑸　ポスター等の掲示その他軽易な広告に関すること。
⑹　定例の催事、講座等の開催に関すること。

別記第１号様式中「第２条関係」を「第６条関係」に改める。

別記第２号様式中「第３条関係」を「第７条関係」に改める。

別記第３号様式及び別記第４号様式中「第６条関係」を「第１０条関係」に改める。

別記第５号様式及び別記第６号様式中「第７条関係」を「第１１条関係」に改める。

別記第７号様式及び別記第８号様式中「第８条関係」を「第１２条関係」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１１号

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係規則の整理に関する規則

（亀岡市公印規則の一部改正）

第１条　亀岡市公印規則（昭和３０年亀岡市規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表１０の項使用区分の欄中「特別永住者証明書交付予定通知書並びに特別永住者に係る送付及び報告書」を「死体埋火葬許可及び火葬場使用許可」に改め、同表１１の項使用区分の欄中「死体埋火葬許可、火葬場使用許可及び火葬執行証明」を「火葬執行証明、特別永住者証明書交付予定通知書並びに特別永住者に係る送付及び報告書、刑罰等調書」に改め、同表１５の項保管者の欄中「環境政策課長」を「環境プロモーションセンター館長」に改め、同表１７の項使用区分の欄中「、特別永住者に係る送付及び報告書並びに」を「並びに特別永住者に係る送付及び報告書、刑罰等調書、」に改め、同表３４の項及び３５の項を次のように改める。

34	亀岡市立何何こども園印	29	21	楷書	こども園名をもってする文書等	各こども園長	各1
35	亀岡市立何何こども園長印	30	18	楷書	こども園長名をもってする文書等	各こども園長	各1

別表に次のように加える。

40	かめおか乳幼児教育センター所長印	35	21	楷書	所長名をもってする文書等	かめおか乳幼児教育センター所長	1

別掲中

「 29

亀岡市立
本梅こども
園之印

」を

「 29

亀岡市立
何何こども
園之印

」に、

「 30

亀岡市立
本梅こども
園長之印

」を

「 30

亀岡市立
何何こども
園長之印

」に改める。

別掲に次のように加える。

35

かめおか
乳幼児教育
センター
所長之印

（亀岡市職員被服等貸与規則の一部改正）

第２条　亀岡市職員被服等貸与規則（昭和４１年亀岡市規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中３の項を削り、４の項を３の項とし、同項の次に次のように加える。

４　保育教諭	トレーニングウェア下衣	２	市長の認める期間	

（亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第２７条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

別表第１中「幼稚園教諭」を「保育教諭」に、「又は幼稚園」を「又は認定こども園」に改める。

（出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正）

第４条　出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和３９年亀岡市規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表３１の項を削り、同表３２の項中「副食費」を「給食費」に改め、同項を同表３１の項とし、同表３３の項から４６の項までを１項ずつ繰り上げる。

（亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正）

第５条　亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則（令和元年亀岡市規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（実施日及び実施時間）

第４条　預かり保育を行う時間は、教育課程に係る教育時間終了後から午後５時までとする。ただし、次に掲げる日にあっては、午前９時から午後５時までとする。

⑴　春季休業日（３月２５日から４月７日までの日）

⑵　夏季休業日（７月２１日から８月３１日までの日）

⑶　冬季休業日（１２月２４日から翌年１月６日までの日）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は預かり保育を行わないものとする。

⑴　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

⑵　１月２日、同月３日、８月１３日から同月１６日まで及び１２月２９日から同月３１日まで

３　市長が特に必要があると認めるときは、前２項に規定する実施日及び実施時間を変更することができる。

第８条第１項中「別表に定める額とする」を「対象園児１人につき１時間当たり１００円とする。ただし、１日当たり４５０円を限度とし、１月当たり４，０００円を限度とする」に改め、同条第２項中「前項に定める預かり保育料」の次に「のほか、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、同一世帯における２人目以降の預かり保育料は、無料とする。

別表を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１２号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和３５年亀岡市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

４級	１　主幹の職務 ２　副所長の職務（みらい教育リサーチセンター副所長を除く。） ３　副園長の職務 ４　主幹教諭の職務 ５　事務局次長の職務（議会事務局次長、監査委員事務局次長及び公平委員会事務局次長を除く。）
５級	１　所長の職務（消費生活センター所長、中部保育所長、保津保育所長、学校給食センター所長及びみらい教育リサーチセンター所長を除く。） ２　園長の職務 ３　館長の職務（文化資料館長及び図書館長を除く。） ４　文化資料館副館長の職務 ５　みらい教育リサーチセンター副所長の職務 ６　監査委員事務局次長の職務 ７　公平委員会事務局次長の職務
６級	１　文化資料館長の職務 ２　消費生活センター所長の職務 ３　こども未来部次長の職務 ４　中部保育所長及び保津保育所長の職務 ５　教育次長の職務 ６　学校給食センター所長の職務 ７　図書館長の職務 ８　みらい教育リサーチセンター所長の職務 ９　議会事務局次長の職務 １０　監査委員事務局長の職務 １１　農業委員会事務局長の職務

」

を

「

４級	１　主幹の職務 ２　副所長の職務（みらい教育リサーチセンター副所長を除く。） ３　副園長の職務 ４　かめおか乳幼児教育センター所長の職務 ５　事務局次長の職務（議会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び公平委員会事務局次長を除く。）
５級	１　所長の職務（かめおか乳幼児教育センター所長、消費生活センター所長、川東保育所長、中部保育所長、第六保育所長、学校給食センター所長及びみらい教育リサーチセンター所長を除く。） ２　園長の職務（保津こども園長を除く。） ３　館長の職務（図書館長を除く。） ４　副館長の職務 ５　みらい教育リサーチセンター副所長の職務 ６　選挙管理委員会事務局次長の職務 ７　監査委員事務局次長の職務 ８　公平委員会事務局次長の職務
６級	１　消費生活センター所長の職務 ２　川東保育所長、中部保育所長及び第六保育所長の職務 ３　保津こども園長の職務 ４　教育部次長の職務 ５　学校給食センター所長の職務 ６　図書館長の職務 ７　みらい教育リサーチセンター所長の職務 ８　事務局長の職務（議会事務局長を除く。） ９　議会事務局次長の職務

」

に改める。

第９条第３項後段を削る。

別表第２中「（行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が７級以上である者にあっては、３）」を削る。

別表第４の２備考第３項中「４級から７級までのいずれかの職務の級に」を削る。

別表第５を次のように改める。

別表第５（第１２条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１
６	１	１	１	１	１	１
７	１	１	１	１	１	１
８	１	１	１	１	１	１
９	１	１	１	１	１	１
１０	１	１	１	２	１	１
１１	１	１	１	３	１	１
１２	１	１	１	４	１	１
１３	１	１	１	５	１	１
１４	１	１	１	６	２	１
１５	１	１	１	７	３	１
１６	１	１	１	８	４	１
１７	１	１	１	９	５	１
１８	１	１	１	１０	６	２
１９	１	１	１	１１	７	３
２０	１	１	１	１２	８	４
２１	１	１	１	１３	９	５
２２	１	２	２	１４	１０	５
２３	１	３	３	１５	１１	６
２４	１	４	４	１６	１２	６
２５	１	５	５	１７	１３	７
２６	１	６	６	１８	１４	７
２７	１	７	７	１９	１５	８
２８	１	８	８	２０	１６	８
２９	１	９	９	２１	１７	９
３０	１	１０	１０	２２	１８	９
３１	１	１１	１１	２３	１９	１０
３２	１	１２	１２	２４	２０	１０
３３	１	１３	１３	２５	２１	１１
３４	２	１４	１４	２６	２２	１１
３５	３	１５	１５	２７	２３	１２
３６	４	１６	１６	２８	２４	１２
３７	５	１７	１７	２９	２５	１３
３８	６	１８	１８	３０	２６	１３
３９	７	１９	１９	３１	２７	１３
４０	８	２０	２０	３２	２８	１３
４１	９	２１	２１	３３	２９	１４
４２	１０	２２	２２	３４	２９	１４
４３	１１	２３	２３	３５	３０	１４
４４	１２	２４	２４	３６	３０	１４
４５	１３	２５	２５	３７	３１	１５
４６	１４	２６	２６	３８	３１	１５
４７	１５	２７	２７	３９	３２	１５
４８	１６	２８	２８	４０	３２	１５
４９	１７	２９	２９	４１	３３	１５
５０	１８	３０	３０	４２	３３	１５
５１	１９	３１	３１	４３	３４	１５
５２	２０	３２	３２	４４	３４	１５
５３	２１	３３	３３	４５	３５	１５
５４	２１	３３	３４	４６	３５	１５

８８	３５	４８	４６	７０	４１	
８９	３５	４８	４７	７１	４２	
９０	３６	４８	４７	７２	４２	
９１	３６	４８	４７	７３	４２	
９２	３６	４８	４７	７４	４２	
９３	３７	４９	４７	７５	４３	
９４		４９	４７	７６		
９５		４９	４７	７７		
９６		４９	４８	７８		
９７		４９	４８	７９		
９８		５０	４８	８０		
９９		５０	４８	８１		
１００		５０	４８	８２		
１０１		５０	４８	８３		
１０２		５０	４８	８４		
１０３		５１	４９	８５		
１０４		５１	４９	８６		
１０５		５１	４９	８７		
１０６		５１	４９			
１０７		５１	４９			
１０８		５２	４９			
１０９		５２	４９			
１１０		５２				
１１１		５２				
１１２		５２				
１１３		５２				
１１４		５２				
１１５		５２				
１１６		５２				
１１７		５３				
１１８		５３				
１１９		５３				
１２０		５３				

５５	２２	３４	３５	４７	３６	１５
５６	２２	３４	３６	４８	３６	１５
５７	２３	３５	３７	４９	３７	１５
５８	２３	３５	３７	５０	３７	１５
５９	２４	３６	３７	５１	３８	１５
６０	２４	３６	３８	５２	３８	１５
６１	２５	３７	３８	５３	３８	１５
６２	２５	３８	３８	５４	３８	１５
６３	２６	３９	３９	５５	３８	１５
６４	２６	４０	３９	５６	３８	１５
６５	２７	４１	３９	５７	３８	１５
６６	２７	４１	４０	５８	３８	１６
６７	２８	４２	４０	５９	３８	１６
６８	２８	４２	４０	６０	３８	１６
６９	２９	４３	４１	６０	３９	１６
７０	２９	４３	４１	６０	３９	１６
７１	２９	４４	４１	６０	３９	１６
７２	３０	４４	４２	６０	３９	１６
７３	３０	４５	４２	６１	３９	１７
７４	３０	４５	４２	６１	３９	１７
７５	３１	４５	４３	６１	３９	１７
７６	３１	４５	４３	６１	３９	１７
７７	３１	４５	４３	６１	３９	１７
７８	３２	４６	４４	６２	３９	１８
７９	３２	４６	４４	６２	３９	１８
８０	３２	４６	４４	６２	３９	１８
８１	３３	４６	４５	６３	４０	１８
８２	３３	４６	４５	６４	４０	
８３	３３	４７	４５	６５	４０	
８４	３４	４７	４５	６６	４０	
８５	３４	４７	４６	６７	４１	
８６	３４	４７	４６	６８	４１	
８７	３５	４７	４６	６９	４１	

１２１		５３				
１２２		５３				
１２３		５３				
１２４		５３				
１２５		５３				

別表第６を次のように改める。

別表第６（第１３条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
１	３３	２１	２１	９	１３	１７
２	３３	２２	２２	１０	１４	１８
３	３３	２３	２３	１１	１５	１９
４	３４	２４	２４	１２	１６	２０
５	３５	２５	２５	１３	１７	２２
６	３６	２６	２６	１４	１８	２４
７	３８	２７	２７	１５	１９	２６
８	３９	２８	２８	１６	２０	２８
９	４１	２９	２９	１７	２１	３０
１０	４２	３０	３０	１８	２２	３２
１１	４３	３１	３１	１９	２３	３４
１２	４４	３２	３２	２０	２４	３６
１３	４５	３３	３３	２１	２５	４０
１４	４６	３４	３４	２２	２６	４４
１５	４７	３５	３５	２３	２７	６５
１６	４８	３６	３６	２４	２８	７２
１７	４９	３７	３７	２５	２９	７３
１８	５０	３８	３８	２６	３０	７３
１９	５１	３９	３９	２７	３１	７３
２０	５２	４０	４０	２８	３２	７３
２１	５４	４１	４１	２９	３３	７３
２２	５６	４２	４２	３０	３４	７３
２３	５８	４３	４３	３１	３５	７３
２４	６０	４４	４４	３２	３６	７３
２５	６２	４５	４５	３３	３７	７３
２６	６４	４６	４６	３４	３８	７３
２７	６６	４７	４７	３５	３９	７３
２８	６８	４８	４８	３６	４０	７３
２９	７１	４９	４９	３７	４２	７３
３０	７４	５０	５０	３８	４４	７３
３１	７７	５１	５１	３９	４６	７３
３２	８０	５２	５２	４０	４８	７３
３３	８３	５４	５３	４１	５０	７３
３４	８６	５６	５４	４２	５２	７３
３５	８９	５８	５５	４３	５４	７３
３６	９２	６０	５６	４４	５６	７３
３７	９３	６１	５９	４５	５８	７３
３８	９３	６２	６２	４６	６８	７３
３９	９３	６３	６５	４７	８０	７３
４０	９３	６４	６８	４８	８４	７３
４１	９３	６６	７１	４９	８５	７３
４２	９３	６８	７４	５０	８５	７３
４３	９３	７０	７７	５１	８５	７３
４４	９３	７２	８０	５２	８５	７３
４５	９３	７７	８４	５３	８５	７３
４６	９３	８２	８８	５４	８５	７３
４７	９３	８７	９５	５５	８５	７３
４８	９３	９２	１０２	５６	８５	７３
４９	９３	９７	１０９	５７	８５	７３
５０	９３	１０２	１０９	５８	８５	
５１	９３	１０７	１０９	５９	８５	
５２	９３	１１６	１０９	６０	８５	
５３	９３	１２５	１０９	６１	８５	
５４	９３	１２５	１０９	６２	８５	

55	93	125	109	63	85																									
56	93	125	109	64	85																									
57	93	125	109	65	85																									
58	93	125	109	66	85																									
59	93	125	109	67	85																									
60	93	125	109	72	85																									
61	93	125	109	77	85																									
62	93	125	109	80	85																									
63	93	125	109	81	85																									
64	93	125	109	82	85																									
65	93	125	109	83	85																									
66	93	125	109	84	85																									
67	93	125	109	85	85																									
68	93	125	109	85	85																									
69	93	125	109	85	85																									
70	93	125	109	85	85																									
71	93	125	109	85	85																									
72	93	125	109	85	85																									
73	93	125	109	85	85																									
74	93	125	109	85	85																									
75	93	125	109	85	85																									
76	93	125	109	85	85																									
77	93	125	109	85	85																									
78	93	125	109	85	85																									
79	93	125	109	85	85																									
80	93	125	109	85	85																									
81	93	125	109	85	85																									
82	93	125	109	85																										
83	93	125	109	85																										
84	93	125	109	85																										
85	93	125	109	85																										
86	93	125	109	85																										
87	93	125	109	85																										

88	93	125	109	85																										
89	93	125	109	85																										
90	93	125	109	85																										
91	93	125	109	85																										
92	93	125	109	85																										
93	93	125	109	85																										
94	93	125	109																											
95	93	125	109																											
96	93	125	109																											
97	93	125	109																											
98	93	125	109																											
99	93	125	109																											
100	93	125	109																											
101	93	125	109																											
102	93	125	109																											
103	93	125	109																											
104	93	125	109																											
105	93	125	109																											
106	93	125																												
107	93	125																												
108	93	125																												
109	93	125																												
110	93																													
111	93																													
112	93																													
113	93																													
114	93																													
115	93																													
116	93																													
117	93																													
118	93																													
119	93																													
120	93																													

１２１	９３					
１２２	９３					
１２３	９３					
１２４	９３					
１２５	９３					

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年４月１日における昇給の号給数等）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和３０年亀岡市規則第２５号）第５条第２項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則第５条から第７条までの規定の適用により施行日において初任給が決定された職員との均衡上必要があると認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

「掲示済」

管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１３号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和３４年亀岡市規則第７号）の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とし、第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

（条例附則第２項の適用を受ける職員の管理職手当の月額）

第４条　条例附則第２項の規定を受ける職員に対する前条の規定の適用については、同条第１項中「定める額」とあるのは、「定める額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）」とする。

別表第１市長事務部局の項中「副課長」の次に「、環境プロモーションセンター館長」を加え、「認定こども園」を「認定こども園長」に改め、同表教育委員会事務部局及び教育機関の項中「、幼稚園長」を削る。

別表第２中

「

８８，５００円
８２，９００円
７２，７００円
６２，３００円
５１，９００円
４５，７００円
６９，４００円
５９，５００円
４９，６００円
４３，６００円

」

を

「

８９，５００円
８３，９００円
７３，７００円
６３，３００円
５２，９００円
４６，７００円
７０，４００円
６０，５００円
５０，６００円
４４，６００円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（条例附則第２項の規定の適用を受ける職員に関する読替え）

２　条例附則第２項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の管理職手当支給規則第３条の適用については、別表第２中「８９，５００円」とあるのは、「１２７，８００円」とする。

「掲示済」

扶養手当支給規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１４号

扶養手当支給規則

（趣旨）

第１条　亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和３０年亀岡市条例第２５号。以下「条例」という。）第１０条の規定による扶養手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（届出）

第２条　新たに条例第１０条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として別に定める場合には、同項の規定によ

る届出を要しない。

（認定）

第３条　任命権者は、前条第１項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第２項に規定する場合においても、同様とする。

２　任命権者は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第４条　扶養手当の支給は、職員が新たに条例第１０条第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第２条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（雑則）

第５条　この規則に定めるもののほか、扶養手当に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

【別記様式　省略】

「掲示済」

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１５号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和３３年亀岡市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１０条、第１２条及び第１４条中「５５，０００円」を「１５０，０００円」に改める。

第１８条を削り、第１９条を第１８条とする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１６号

管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当支給規則（平成４年亀岡市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とし、第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

第４条　条例附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する第２条及び前条第１項の規定の適用については、「に定める額」とあるのは、「に定める額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（条例附則第２項の規定の適用を受ける職員に関する読替え）

２　条例附則第２項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の管理職員特別勤務手当支給規則（以下「新規則」という。）第２条の適用については、同条中「１２，０００円」とあるのは、「１７，１００円」とする。

３　条例附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する新規則第３条第１項の適用については、同条中「６，０００円」とあるのは、「８，５００円」とする。

「掲示済」

亀岡市職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１７号

亀岡市職員等の旅費に関する条例施行規則

亀岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和３７年亀岡市規則第３号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　旅費の種目及び内容
第１節　通則（第６条）
第２節　交通費（第７条－第１０条）
第３節　宿泊費等（第１１条－第１３条）
第４節　転居費等（第１４条－第１６条）
第５節　その他の種目（第１７条）
第３章　雑則（第１８条－第２２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和３７年亀岡市条例第１４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、「職員等」、「市長等」、「旅行」、「外国旅行」、「出張」、「旅行命令権者」、「赴任」、「遺族」、「配偶者」又は「退職等」とは、それぞれ、条例第１条第１項、第２条第１号から第５号まで又は第３条第２項第１号に規定する職員等、市長等、旅行、外国旅行、出張、旅行命令権者、赴任、遺族、配偶者又は退職等をいう。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　職務の級　亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和３０年亀岡市条例第２５号）第４条第１項に規定する行政職給料表による職務の級をいう。

⑵　家族　職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（条例第２条第１項第６号に規定する規則で定める者等）

第３条　条例第２条第１項第６号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第１３条第１項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第４条に規定する軌道経営者

⑵　海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２３条の３第２項に規定する船舶運航事業者

⑶　航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業を経営する者

⑷　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第７項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業者

⑸　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定する旅館業を営む者

⑹　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第７条第１項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）第５５条第１項に規定する貨物利用運送事業者

⑺　外国における前各号に掲げる者に相当するもの

⑻　割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号）第３１条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（国との契約によりカード等（同法第２条第３項第１号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

２　条例第２条第１項第６号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第３条に規定する規則で定める場合等）

第４条　条例第３条第５項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

⑴　条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

⑵　条例第３条第１項及び第２項第１号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第１４条、第１６条及び第１９条第２項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

２　条例第３条第５項に規定する規則で定めるものは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号。以下「財務省令」という。）第３条に掲げる金額とする。

３　条例第３条第６項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

⑴　交通事故その他の条例第３条第６項に規定する者の責めに帰することができない事情

⑵　第１項第２号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

４　条例第３条第６項に規定する規則で定める金額は、財務省令第４条に掲げる金額とする。

（条例第４条第４項に規定する規則で定める事項）

第５条　条例第４条第４項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の役職とする。

第２章　旅費の種目及び内容

第１節　通則

（条例第６条に規定する規則で定める種目及び内容）

第６条　条例第６条に規定する規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第２節　交通費

（鉄道賃）

第７条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び第１０条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　急行料金

⑶　寝台料金

⑷　座席指定料金

⑸　特別車両料金（旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の級が７級の者に限る。）

⑹　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により職務の級が６級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第８条　船賃は、船舶（海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び第１０条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計

額とする。
⑴　運賃
⑵　寝台料金
⑶　座席指定料金
⑷　特別船室料金（旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の級が７級の者に限る。）
⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された船舶により職務の級が６級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。
（航空賃）
第９条　航空賃は、航空機（航空法第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
⑴　運賃
⑵　座席指定料金
⑶　前２号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。
⑴　旅行の場合であって、市長等が移動するとき　最上級の運賃の額
⑵　外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が７級の者が移動するとき並びに職務の級が６級又は５級の者が長時間にわたる移動として別に定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）　最上級の運賃の額
⑶　外国旅行の場合であって、運賃の等級が３以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が７級の者が移動するとき並びに職務の級が６級又は５級の者が特定航空移動をするとき　最上級の直近下位の級の運賃の額
⑷　外国旅行の場合であって、職務の級が４級以下の者が著しく長時間にわたる移動として別に定めるものをするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額
（その他の交通費）
第１０条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
⑴　道路運送法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
⑵　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
⑶　前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外

国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用

第３節　宿泊費等

（宿泊費）

第１１条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して財務省令第１３条で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１２条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第１３条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して財務省令第１４条で定める１夜当たりの定額とする。

第４節　転居費等

（転居費）

第１４条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号。以下「旅費法」という。）の例によりその範囲内において、市長がその都度定めるものとする。

（着後滞在費）

第１５条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、旅費法の例によりその範囲内において、市長がその都度定めるものとする。

（家族移転費）

第１６条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、旅費法の例によりその範囲内において、市長がその都度定めるものとする。

第５節　その他の種目

（渡航雑費）

第１７条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、旅費法の例によりその範囲内において、市長がその都度定めるものとする。

第３章　雑則

（退職者等の旅費）

第１８条　条例第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

２　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

３　任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第１９条　条例第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

（随行者の旅費）

第２０条　公務上の必要により市長等に随行し

た職員の旅費については、当該市長等に支給する旅費の額の範囲内において増額して支給することができる。

２　前項の規定を適用する場合の基準は、別に定める。

（旅費の支給額の上限）

第２１条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第７条第１項各号、第８条第１項各号、第９条第１項各号及び第１０条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第８条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第１６条及び第１７条並びに条例第８条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（委任等）

第２２条　この規則に定めるもののほか、旅費の種目及び内容に係る細則その他この規則の実施のため必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市規則第１８号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和６０年亀岡市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

別記第６３号様式備考中「条例第７７条第１号ア」を「条例第７７条第１号ア及びウ」に、「条例第７７条第１号ウ」を「条例第７７条第１号エ」に、「条例第７７条第１号エ」を「条例第７７条第１号オ」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

告　示

亀岡市告示第２２号

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱（平成３１年亀岡市告示第２２号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月１日

亀岡市長　桂川孝裕

第３条に次の１項を加える。

３　補助対象事業は、事前着手を認めるものとする。

第４条中「次に定める書類を添えて」を「市長が必要と認める書類を添えて別に定める期日までに」に改め、同条各号を削る。

第７条中「次に定める書類を添えて」を「市長が必要と認める書類を添えて別に定める期日までに」に改め、同条各号を削る。

別記第１号様式及び別記第４号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第４条関係）

年　月　日

（宛先）亀岡市長

所在地
法人名
施設名
代表者氏名

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス
利用等促進事業補助金交付申請書

年度亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業を実施しましたので、亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

交付申請額　金　円

第４号様式（第７条関係）

年　月　日

（宛先）亀岡市長

所在地
法人名
施設名
代表者氏名

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス
利用等促進事業実績報告書

年度亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業を完了しましたので、亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　金　円

２　事業終了年月日　年　月　日

附　則

この要綱は、告示の日から実施し、令和６年度分の補助金から適用する。

「掲示済」

亀岡市告示第２３号

亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱（令和５年亀岡市告示第１８７号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月３日

亀岡市長　桂川孝裕

別記第１号様式中「申請者の本人確認書類の写し」を「申請者及び補助対象者の本人確認書類の写し」に改める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第２４号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和７年３月５日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類

令和６年度

後期高齢者医療保険料督促状第７期分

２　送達を受けるべき者

No.	住　所	氏　名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

３　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第２５号

亀岡市文化財保護条例（昭和４３年亀岡市条例第４３号）第６条第１項の規定に基づき次の文化財を亀岡市指定文化財に指定したので、同条第４項の規定により告示する。

令和７年３月６日

亀岡市長　桂川孝裕

次の文化財を、亀岡市指定文化財に指定する。

指定名称	種別	所有者	所在地
旧有秋尋常高等小学校　奉安殿	建造物	吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63
旧国恩寺関連資料	歴史資料	鐘講	亀岡市篠町森下垣内5
亀山城惣構跡（土塁）［秋葉神社］	史跡	亀岡市	亀岡市紺屋町69-1

「掲示済」

亀岡市告示第２６号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和７年３月６日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類

令和６年度介護保険料督促状　第８期分

２　送達を受けるべき者

	住　所	氏　名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

３　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第２７号

亀岡市造林資金融資要綱（昭和３８年亀岡市告示第１３号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月１０日

亀岡市長　桂川孝裕

第２第１項第１号中「自から」を「自ら」に改める。

第３第４号中「第２の⑴及び⑵」を「第２第１項第１号及び第２号」に改める。

第４第１項中「そのうち現金支出を要する額」を「実支出額」に改め、第４第２項中「町民、学校生徒等の無償の自給労力による部分は現金支出額」を「無償の奉仕活動による部分は、実支出額」に改める。

第５中「現金支出額」を「実支出額」に改める。

第６第２項中「年年賦又は半年賦する」を「年賦又は半年賦とする」に改める。

第７中「前条の」を「第６第２項に規定する」に改める。

第１０中「別記様式の」を削り、第１０に次の１項を加える。

２　前項に規定する借用証書（契約書）については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該借用証書（契約書）とみなす。

第１１中「いつでも会計検査院等の」を「常に」に、「いやしくも資金の目的外流用等の」を「資金の目的外流用等が」に改める。

第１２中「実行を」を「実行が」に改める。

別記様式を削る。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第２８号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和７年３月１４日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類
　令和６年度　市民税・府民税・森林環境税徴収方法変更通知書
２　送達を受けるべき者
　住　所　　省略
　氏　名　　省略
３　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第２９号

景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項の規定に基づく亀岡市景観計画の一部を変更したので、同法第９条第８項において準用する同条第６項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和７年３月１９日

亀岡市長　桂川孝裕

１　景観計画の名称
　亀岡市景観計画（令和７年改定）
２　景観計画の変更の概要
　都市景観形成地区及び一般地区の区域の変更
３　効力の発生する日
　令和７年３月１９日
４　縦覧場所
　亀岡市安町野々神８番地
　亀岡市役所まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第３０号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和７年３月１９日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住　　所	氏　　名
1	令和6年度　督促状 市府民税　第3期	省略	省略
2	令和6年度　督促状 市府民税　第4期	省略	省略
3	令和6年度　督促状 市府民税　第4期	省略	省略
4	令和6年度　督促状 市府民税　第4期	省略	省略
5	令和6年度　督促状 市府民税　随1期	省略	省略
6	令和6年度　督促状 市府民税　随1期	省略	省略
7	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
8	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
9	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
10	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
11	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
12	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
13	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
14	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
15	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
16	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
17	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略

18	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
19	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
20	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
21	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
22	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
23	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
24	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略
25	令和6年度　督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略

２　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第３１号

土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度に係る優良宅地認定事務取扱要綱（昭和４９年亀岡市告示第３３号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月１９日

亀岡市長　桂川孝裕

第１条中「第２８条の５第２項第３号イ並びに」及び「及び第６３条の２第３項第３号イ」を削る。

第２条第１項中「若しくは第２８条の５第２項第３号イ」及び「若しくは第６３条の２第３項第３号イ」を削り、同条第３項中「以下」を削る。

第５条中「次条各第２項」を「次条第２項」に、「第４条」を「前条」に改める。

別記第１号様式中

「

第２８条の４第３項第７号イ 第２８条の５第２項第３号イ 第６３条第３項第７号イ 第６３条の２第３項第３号イ

」を「

第２８条の４第３項第７号イ 第６３条第３項第７号イ

」

に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記第２号様式中

「

第２８条の４第３項第７号イ 第２８条の５第２項第３号イ 第６３条第３項第７号イ 第６３条の２第３項第３号イ

」を「

第２８条の４第３項第７号イ 第６３条第３項第７号イ

」

に改める。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第３２号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和７年３月２５日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住　　所	氏　　名
1	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略

24	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
36	督促状	令和6年度第8期	国民健康保険料	省略	省略

２　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第３３号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４１６条第３項の規定により、令和７年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

令和７年３月２６日

亀岡市長　桂川孝裕

１　縦覧期間　　令和７年４月１日から
令和７年６月２日まで
（閉庁日を除く。）

２　縦覧場所　　亀岡市安町野々神８番地
亀岡市市民生活部税務課

「掲示済」

亀岡市告示第３４号

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成２７年亀岡市告示第１６７号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この要綱は、犯罪発生の抑止や地域の防犯活動の推進を図り、安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現を目的として、亀岡市防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、亀岡市補助金等交付規則（昭和４１年亀岡市規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２条第１号を次のように改める。

⑴　防犯カメラ　犯罪発生の抑止、市民の安全安心の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として継続的に設置され、道路、公園その他の不特定多数の者が利用する場所をおおむね２分の１以上撮影する映像機器であって、本体又はそれに附属する機器に録画機能を有するものをいう。

第２条第２号中「自治会等」を「自治会」に、「、市長が認めた自治会、区等をはじめ、一定の地域を基盤に活動を行う防犯組織で」を「市長が認めた自治会で」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

⑵　増設用防犯カメラ　映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）に増設して接続するカメラをいう。

第１４条を第１５条とする。

第１３条中「防犯カメラ」を「防犯カメラ等」に改め、同条を第１４条とする。

第１２条を第１３条とし、第６条から第１１条までを１条ずつ繰り下げる。

第５条中「自治会等」を「自治会」に改め、同条を第６条とする。

第４条を次のように改め、同条を第５条とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に定める額を限度額とする。

⑴　防犯カメラ　１台につき７０，０００円

（防犯灯の機能を有するものについては、１台につき８０，０００円）

⑵　増設用防犯カメラ　１台につき３０，０００円

２　補助金の交付を受けることができる防犯カメラ等の台数は、一の年度において同一の自治会につき２台を限度とする。

第３条中「、自治会等が設置する防犯カメラの設置に係る経費で」を削り、同条各号を次のように改め、同条を第４条とする。

⑴　防犯カメラ　その他防犯カメラを構成する機器の購入及びその設置工事に要する経費

⑵　増設用防犯カメラの購入及びその増設工事に要する経費

第２条の次に次の１条を加える。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯カメラ又は増設用防犯カメラ（以下「防犯カメラ等」という。）の設置事業を行う自治会とする。

２　補助対象者は、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく防犯カメラ管理運用規程を事業開始までに定めなければならない。

別記第１号様式中「第５条」を「第６条」に、

「

設置に関する事　項	台　　数	台
	所 在 地	〒 亀岡市
	完了時期	年　　月　　日

」

を

「

設置に関する事　項	設置区分及び台数	□防犯カメラ　　台 □増設用防犯カメラ　　台
	所 在 地 （設置場所）	〒 亀岡市
		〒 亀岡市
	完了時期	年　　月　　日

」

に改め、同様式注１及び注３中「防犯カメラ」を「防犯カメラ等」に改める。

別記第２号様式中「第６条関係」を「第７条関係」に改める。

別記第３号様式中「第６条関係」を「第７条関係」に改める。

別記第４号様式中「第７条」を「第８条」に、

「

設　置　場　所	〒 亀岡市

」

を

「

設　置　場　所	〒 亀岡市
	〒 亀岡市

」

に改め、同様式注中「防犯カメラ」を「防犯カメラ等」に改める。

別記第５号様式中「第８条関係」を「第９条関係」に改める。

別記第６号様式中「第９条」を「第１０条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に交付申請のあった補助金について適用し、令和７年３月３１日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市告示第３５号

亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱（平成４年亀岡市告示第９９号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

第５条を次のように改める。

（補助金の額）

第５条　補助金の交付額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、健診に要する費用の額が補助金の交付額を下回る場合は、当該健診に要する費用の額とする。

⑴　人間ドック　２７，０００円

⑵　人間ドック（乳がん検査又は子宮がん検査あり）　３０，０００円

⑶　人間ドック（乳がん検査及び子宮がん検査あり）　３３，０００円

⑷　脳ドック　２１，０００円

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第３６号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正）

第１条　亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成１１年亀岡市告示第４５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「社会福祉法人」を「社会福祉法人その他の法人」に改める。

別表保育環境改善等事業の部を次のように改める。

保育環境改善等事業	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和５年１０月１２日付けこ成事第５２０号こども家庭庁長官通知）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱をいう。）別表又は令和５年度（令和４年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和４年度第２次補正予算分）分）交付要綱（令和５年度（令和４年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和４年度第２次補正予算分）分）の国庫補助について（令和５年７月１４日付けこ成事第３５６号こども家庭庁長官通知）別紙に定める令和５年度（令和４年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和４年度第２次補正予算分）分）交付要綱をいう。）別表に定める保育環境改善等事業の基準額	保育環境改善等事業に必要な経費

（亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部改正）

第２条　亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱（平成３０年亀岡市告示第８３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「社会福祉法人」を「社会福祉法人その他の法人」に、「又は認定こども園」を「、認定こども園又は小規模保育事業所」に改める。

第２条に次の１号を加える。

⑸　保育士宿舎借り上げ支援事業

第３条を次のように改める。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、前条に規定する事業に要した経費に対し、次の各号に定める額とする。

⑴　前条第１号から第４号までに規定する事業　別表に掲げる事業区分の欄ごとに基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

⑵　前条第５号に規定する事業　保育士１人につき１月当たり、別表に掲げる保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額と対象経費の実支出額に２分の１を乗じて得た額から、寄附金その他の収入額から対象経費の実支出額に２分の１を乗じて得た額を差し引いて得た額（その額が零を下回るときは、零とする。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に４分の３を乗じた額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

別表に次のように加える。

保育士宿舎借り上げ支援事業	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表別紙に定める保育士宿舎借り上げ支援事業の本市基準額	保育士宿舎借り上げ支援事業に必要な賃借料、共益費又は管理費

別表第１号様式中

「保育士就職奨励金事業　　円」を

「保育士就職奨励金事業　　円

保育士宿舎借り上げ支援事業　　円」に改める。

別記第２号様式中

「

保育士就職奨励金事業	円	円	円

」

を

「

保育士就職奨励金事業	円	円	円
保育士宿舎借り上げ支援事業	円	円	円

」

に改める。

別表第３号様式中

「保育士就職奨励金事業　　円」を

「保育士就職奨励金事業　　円

保育士宿舎借り上げ支援事業　　円」に改める。

（亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事業費補助金交付要綱の一部改正）

第３条　亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事業費補助金交付要綱（令和４年亀岡市告示第１９７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「社会福祉法人等」を「社会福祉法人その他の法人」に改め、「幼稚園」の次に「、小規模保育事業所」を加える。

（亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第４条　亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱（令和６年亀岡市告示第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号に次のように加える。

エ　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う施設

別記第１号様式中「幼稚園」を「幼稚園・小規模保育事業所」に改める。

（亀岡市民間保育所等児童健康診断等経費補助金交付要綱の一部改正）

第５条　亀岡市民間保育所等児童健康診断等経費補助金交付要綱（平成２２年亀岡市告示第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「社会福祉法人」を「社会福祉法人その他の法人」に、「又は認定こども園」を「、認定こども園又は小規模保育事業所」に改める。

（亀岡市第２子以降保育料無料化助成事業実施要綱の一部改正）

第６条　亀岡市第２子以降保育料無料化助成事業実施要綱（令和５年亀岡市告示第５５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「民間の」を「社会福祉法人その他の法人が経営する」に改め、「幼稚園」の次に「、小規模保育事業所」を加える。

第２条第７号中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号エ中「及び認定こども園」を「、認定こども園及び小規模保育事業所」に改め、同号を同条第８号とし、同条第６号を同条第７号とし、同条第５号の次に次の１号を加える。

⑹　小規模保育事業所　法第７条第７項に規定する小規模保育を行う施設をいう。

別記第１号様式中

「

現住所	〒	電話番号②	母の携帯・父の携帯・勤務先・自宅・その他（　　）
市外から亀岡市に転入予定の場合			
転入日	転入後の住所		
．　．	〒		

」

を

「

現住所	〒	電話番号②	母の携帯・父の携帯・勤務先・自宅・その他（　　）
市外から亀岡市に転入予定の場合		施　設　名	利用開始日
転入日	転入後の住所		
．　．	〒		．　．

」

に改める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第３７号

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱（令和３年亀岡市告示第５７号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

第１条中「定住促進及び」を削る。

第２条第１号中「申請年度中に婚姻届」の次に「を提出し、」を加え、「提出した世帯」を「受領した世帯」に改め、「世帯で、婚姻届」の次に「提出時」を加え、「受領証提出時」を「受領証受領時」に改め、「又は一方」を削り、同条第３号を削る。

第３条中「又は一方」を削り、同条第５号中「（昭和２６年政令第３１６号）」を「（昭和２６年政令第３１９号）」に改める。

第４条中「（以下「補助対象経費」という。）は」の次に「、申請年度中に支払った費用であり、かつ」を加え、同条第２号中「賃料」の次に「、敷金、礼金」を加える。

第５条中「（他の制度により、家賃又は引越費用に対する助成金等を受けている場合は、当該額を控除した額）と次の各号に掲げる補助基準額」を「（生活保護による住宅扶助、勤務事業所からの住宅に係る手当その他の補助対象経費に類する補助を受けている場合は、当該額を控除した額）と３０万円」に改め、同条各号を削る。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第３８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第１項の規定により南丹都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

１　施行者の名称
　亀岡市
２　都市計画事業の種類及び名称
　南丹都市計画道路事業
　　３・３・１１号　馬堀停車場篠線
　　３・４・２号　　新国道線
３　事業施行期間
　自平成２５年６月１３日
　至令和１４年３月３１日
４　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

「掲示済」

亀岡市告示第３９号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定

により告示する。

令和７年３月２８日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類
　令和６年度介護保険料督促状　第９期分
２　送達を受けるべき者

	住　所	氏　名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

３　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第４０号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

１　送達する書類
　令和６年度
　後期高齢者医療保険料督促状第８期分
２　送達を受けるべき者

No.	住　所	氏　名
1	省略	省略
2	省略	省略

３　この書類を受領されないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第４１号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成１９年亀岡市告示第１５４号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

第７条第２項中「専門実践教育訓練給付金」を「特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」に改める。

第８条第２項中「就職等した日から」の次に「起算して」を加える。

別記第３号様式（注意）１中「専門実践教育訓練給付金」を「特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」に改める。

附　則

この要綱は、告示の日から実施し、令和６年１０月１日から適用する。

「掲示済」

亀岡市告示第４２号

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第５８条の２に基づき次のとおり確認をしたので、同法第５８条の１１の規定により告示する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名又は名称	施設等の名称	所在地	確　認年月日	施設等の種類	預かり保育事業については、一定の基準※を満たしているか否かの別
社会福祉法人愛善信光会	幼保連携型認定こども園亀岡保育園	亀岡市北古世町1丁目18-1	令和6年4月1日	預かり保育事業	－
松本　優希美	松本　優希美	亀岡市保津町	令和3年12月10日	認可外保育施設	－
社会福祉法人利生会	亀岡よいこらんど保育園	亀岡市河原林町河原尻上砂股100	令和7年3月1日	一時預かり事業	－

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の１８第３項に定めるもの。

「掲示済」

訓　令

亀岡市訓令第２号

庁中一般

亀岡市財務規則の運用方針の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月１９日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市財務規則の運用方針の一部を改正する訓令

第１条　亀岡市財務規則の運用方針（昭和４０年亀岡市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２中「ある者」を「ある者（以下「係長等」という。）」に改め、第２に次のただし書を加える。

ただし、同条第３項の書面を添付しない場合は、支出事務を所管する係長等が検査員を兼ねるものとする。

第６を削り、第７を第６とする。

第２条　亀岡市財務規則の運用方針の一部を次のように改正する。

第１を削り、第２中「規則」を「亀岡市財務規則（昭和４０年亀岡市規則第１号。以下「規則」という。）」に改め、第２を第１条とし、第３を第２条とし、第４を第３条とし、第５を次のように改め、第５を第４条とする。

第５　契約内容を変更し得る場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

⑴　給付の変更が認められる場合

ア　給付の変更が軽微な事項の変更で、契約の目的を達成するのに少しも支障のない場合

イ　給付の変更が当初の契約に比べて、市にとって、有利な結果をきたす場合

⑵　対価の変更が認められる場合

ア　単価契約において、予定数量が契約後の事情変更等により著しく変動をきたし、あらかじめ定めた単価がはなはだしく不当となった場合

イ　契約の性質又は履行上、やむを得ない理由により、契約の目的の同一性を失わない限度において設計変更をした場合

ウ　天災地変、社会情勢の急激な変転等により、物価、賃金等が著しく変動したため、全体の契約金額が信義衡平の原則上著しく不当となったと認められる場合

エ　法令等の定めにより物品の統制価格等の改正が行われた場合

⑶　債権者、債務者の変更が認められる場合

ア　相手方に特別の事情がある場合で契約履行の確保上、相手方を変更することが市にとって有利である場合又は少なくとも不利益をきたすおそれのない場合

第６を第５条とする。

附　則

この訓令は、令和７年３月１９日から施行する。ただし、第２条の改正については、令和７年４月１日から施行する。

亀岡市訓令第３号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和５８年亀岡市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第１１条の次に次の１条を加える。

（全国都市緑化フェア推進室長の専決事項）

第１１条の２　１件３，０００，０００円以上２０，０００，０００円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行の決定並びに契約（調査測量設計委託及び用地取得に係るものを含む。）に関することは、全国都市緑化フェア推進室長が専決する。

第１９条の次に次の１条を加える。

（亀岡市文化資料館の館長の専決事項）

第１９条の２　次の事項は、資料館の館長が専決する。

⑴　第１４条に規定する主管事務に関すること。

⑵　資料館の施設の管理に関すること。

⑶　ポスター等の掲示その他軽易な広告に関すること。

第４０条の２を次のように改める。

（全国都市緑化フェア整備課長の専決事項）

第４０条の２　次の事項は、全国都市緑化フェア整備課長が専決する。

⑴　特に規定するもののほか、全国都市緑化フェア整備関係工事の設計、監督及び検査に関すること。

⑵　特に規定するもののほか、全国都市緑化フェア事業の調査及び測量に関すること。

⑶　１件３，０００，０００円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行の決定並びに契約（調査測量設計委託及び用地取得に係るものを含む。）に関すること。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

亀岡市訓令第４号

庁中一般

亀岡市交流会館事務処理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市交流会館事務処理規程を廃止する訓令

亀岡市交流会館事務処理規程（平成２４年亀岡市訓令第３号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

亀岡市訓令第５号

庁中一般

亀岡市職員等の旅費に関する条例等の運用方針を廃止する訓令を次のように定める。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市職員等の旅費に関する条例等の運用方針を廃止する訓令

亀岡市職員等の旅費に関する条例等の運用方針（昭和３７年亀岡市訓令第２号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

公　告

亀岡市公告第２５号

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１３条第１項の規定により亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第４項において準用する同法第９条第３項の規定により公告する。

令和７年３月４日

亀岡市長　桂川孝裕

１　施行者の名称
　株式会社　エルハウジング
２　事業施行期間
　平成３０年１１月１６日から
　令和７年３月３１日まで
３　施行地区
　亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉、松ケ池、亀岡市篠町王子西長尾の各一部
４　土地区画整理事業の名称
　亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業
５　施行認可の年月日
　平成３０年１１月１６日
６　終了認可の年月日
　令和７年３月４日

「掲示済」

亀岡市公告第２６号

森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）

第３６条第３項の規定により、次のとおり民間事業者を選定したため、森林経営管理法施行規則（平成３０年農林水産省令第７８号）第３３条第３項の規定により民間事業者の選定結果を公告する。

令和７年３月１２日

亀岡市長　桂川孝裕

１　民間事業者の募集期間
　令和６年１２月６日から
　令和７年３月３日まで
２　応募事業者数
　１者
３　経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催日
　令和７年３月７日
４　経営管理実施権設定候補森林
　別紙のとおり
５　選定結果
　本梅町井手・東加舎地区について、次の事業者に決定する。
　住　所　　亀岡市下矢田町医王谷２５番地の３
　名　称　　亀岡市森林組合
　代表者　　代表理事組合長　山脇　安三

【別紙　省略】

「掲示済」

亀岡市公告第２７号

森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第３６条第３項の規定により、次のとおり民間事業者を選定したため、森林経営管理法施行規則（平成３０年農林水産省令第７８号）第３３条第３項の規定により民間事業者の選定結果を公告する。

令和７年３月１２日

亀岡市長　桂川孝裕

１　民間事業者の募集期間
　令和６年１２月６日から
　令和７年３月３日まで
２　応募事業者数
　１者
３　経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催日
　令和７年３月７日
４　経営管理実施権設定候補森林
　別紙のとおり
５　選定結果
　千代川町北ノ庄地区について、次の事業者に決定する。
　住　所　　亀岡市下矢田町医王谷２５番地の３
　名　称　　亀岡市森林組合
　代表者　　代表理事組合長　山脇　安三

【別紙　省略】

「掲示済」

亀岡市公告第２８号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項の規定により、地域計画を定めるため、同条第７項の規定により公告

し、その当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案について、令和７年３月２６日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

令和７年３月１２日

亀岡市長　桂川孝裕

１　縦覧期間
　自　令和７年３月１２日
　至　令和７年３月２６日
２　縦覧場所
　亀岡市安町野々神８番地
　亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第２９号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和７年３月１７日

亀岡市長　桂川孝裕

１　縦覧期間
　令和７年３月１７日以後、常時備え置くこととする。
２　縦覧場所
　亀岡市安町野々神８番地
　亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第３０号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項で準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和７年４月１７日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和７年４月１８日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和７年５月７日までにこれを申し出ることができる。

令和７年３月１８日

亀岡市長　桂川孝裕

１　縦覧期間
　自　令和７年３月１８日
　至　令和７年４月１７日

２　縦覧場所
亀岡市安町野々神８番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第３１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和７年３月２７日

亀岡市長　桂川孝裕

１　都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画道路事業
３・３・１１号　馬堀停車場篠線
３・４・２号　　新国道線
２　縦覧場所
亀岡市安町野々神８番地
亀岡市まちづくり推進部桂川・道路交通課

「掲示済」

亀岡市公告第３２号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項の規定により地域計画を定めたので、同条第８項の規定により公告し、その当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和７年３月３１日

亀岡市長　桂川孝裕

１　縦覧期間
令和７年３月３１日以後、常時備え置くこととする。
２　縦覧場所
亀岡市安町野々神８番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

任免及び辞令

安　藤　　進
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は令和９年３月１４日までとします
令和７年３月１５日

井　上　裕　崇
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます
三　上　裕　輝
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和８年９月３０日までとします
井　上　裕　崇
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます
三　上　裕　輝
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和９年２月１７日までとします
令和７年３月１７日

普光江　　邦
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます
出　嶌　克　臣
亀岡市防災会議委員に委嘱します
普光江　　邦
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます
出　嶌　克　臣
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和８年９月３０日までとします
中　薮　希　人
亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します
任期は令和７年７月２０日までとします
廣　川　　剛
亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます
令和７年３月２１日

（各　通）
井　口　茂　男
清　水　　昇
亀岡市身体障害者相談員設置事業実施要領に基づく亀岡市身体障害者相談員の委嘱を解きます
令和７年３月３１日

議会事務局欄

規　則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市議会議長　小川克己

亀岡市議会規則第１号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和５３年亀岡市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に、「第１６８条」を「第１６７条の２―第１６８条」に改める。

第９条第２項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第１８条中「、動議が」を「動議が」に改める。

第１９条第１項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１９条第２項及び第３項中「承認」を「許可」に改める。

第２９条中「順次投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第３１条に次の１項を加える。

４　投票の効力に係る法第１１８条第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第３８条中「まって」を「待って」に改める。

第３９条第１項中「ついで」を「次いで」に改める。

第４４条第２項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第４５条第２項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第６７条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第７０条第１項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第２項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第７１条第１項中「とる」を「採る」に改める。

第７４条中「第３１条」を「第３１条第１項から第３項まで」に改める。

第７６条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第７７条第１項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第２項及び第３項中「とる」を「採る」に改める。

第１章第９節の節名を次のように改める。

第９節　公聴会及び参考人

第８０条第１項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第８５条第１項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第８６条中「（会議録が電磁的記録をもって

作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第８８条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第１２３条第３項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第９４条の２中「亀岡市議会委員会条例（昭和４８年亀岡市条例第４３号。以下「条例」という。）第１４条の２」を「法第１０９条第９項の規定に基づく条例」に、「出席した委員を含むものとする」を「出席している委員を含む」に改める。

第１００条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第１１７条第１項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第２項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第３項中「条例第１４条の２」を「法第１０９条第９項の規定に基づく条例」に、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の１項を加える。

４　前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第１１８条に次の１項を加える。

２　法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第１２５条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第１２７条中「ついては」の次に「、」を加える。

第１２８条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第１２９条中「条例第１４条の２」を「法第１０９条第９項に基づく条例」に改める。

第１３１条第１項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第２項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第１３２条第１項中「とる」を「採る」に改める。

第１３５条第１項中「第３１条」を「第３１条第１項から第３項まで」に改める。

第１３７条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第１３８条中「とる」を「採る」に改める。

第１３９条第２項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第５項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の１項を加える。

６　議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題と　なった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１４１条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第１４１条第２項を次のように改める。

２　委員会の付託は、議会の議決で省略するこ

とができる。

第１４１条第３項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第１４２条第３項中「条例第１４条の２」を「法第１０９条第９項の規定に基づく条例」に、「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の１項を加える。

４　前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第１４３条第１項中「意見を付け、」を削り、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第１４５条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第１５０条を次のように改める。

（決定書の交付）

第１５０条　前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第１５２条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第１５７条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第１６１条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（代理弁明）

第１６１条の２　議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第１６２条中「陳述」を「陳謝」に改める。

第１６６条の２中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、法第１０９条第９項に基づく条例の例による。

第９章中第１６８条の前に次の２条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第１６７条の２　議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第１項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第６項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第４項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

２　議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

３　前２項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

４　第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第２０条、第６６条、第８６条、第１２５条、第１４０条第１項及び第１４１条第１項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

５　議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

６　議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第３項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第６項の規定により前２項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第１６７条の３　この規則の規定（第２８条第１項（第７４条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

２　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

規　程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月１１日

亀岡市議会議長　小川克己

亀岡市議会規程第１号

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程（令和５年亀岡市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第１０号中「番号」の次に「又は同法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第１１号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第１４号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第５条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第８条第８項第１号及び第２号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１０条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第１１条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第３条第１０号の改正規定にについては、令和７年３月２４日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

「掲示済」

監査委員欄

公　表

亀岡市監査公表第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第１２項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和７年３月３１日

亀岡市監査委員　関本孝一
亀岡市監査委員　浅田晴彦

１　監査の種類

令和６年度定期監査・行政監査

２　監査の対象

監査対象課等に係る令和６年度の事務の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

３　監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。

４　監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

５　監査の実施場所及び日程

⑴　監査の実施場所

監査委員室

⑵　監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○議会事務局 ○健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 健康増進課 ○会計管理室 財産管理課 会計課 ○上下水道部 総務・経営課 お客様サービス課 水道課 下水道課 ○市立病院	令和７年１月１０日から 令和７年３月３１日まで	令和７年２月　７日 令和７年２月１８日

６　監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

⑴　議会事務局

令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

⑵　健康福祉部

以下の各課に係る令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア　地域福祉課

(ｱ) 生活保護費返還金の調定について、収入科目に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ　障がい福祉課

(ｱ) 福祉医療に係る調剤報酬の返還手続きに誤りがあった。

本来令和５年度中に過払いをしたものについては、歳出戻入を行うべきであったが、事務処理の遅れにより令和６年度に処理を行っていた。

亀岡市財務規則には、支出命令権者は、支出の調査決定をした後において、法令、契約等の規定又は調査もれその他の過誤等特別の理由により当該調査決定に係る金額を変更する必要があるときは、直ちにその理由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について、支出の調査決定をしなければならないと定めている。

また、支出の調査決定に係る金額を減少させるための調査決定の変更をする場合において、当該変更前の調査決定に基づき既に支払がなされている場合においては、直ちに、支出伝票（朱書）により、当該減少額に相当する額について当該支出科目に戻入の措置をとらなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ｲ) 亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金について、要綱に基づく事務手続きを行わず、補助対象事業が実施されていた。

通常、補助金は特に定めがない場合、交付決定日以降が補助対象期間となる。しかし、当該補助対象事業は、年度当初に補助事業者が実施計画書を作成することが難しく、事業実施後でなければ交付申請を提出することができない。よって、実態に即した交付要綱に改正し、適正な事務処理をされたい。

(ｳ) 補助金交付事務について、実績報告書の提出の際、領収書の提出を求めていない補助金があった。補助対象経費の支出を証する資料として領収書の提出を求め、適正な事務処理をされたい。

ウ　高齢福祉課

(ｱ) 亀岡市敬老事業補助金について、提出書類を確認したところ、修正テープを使用した書類や記載もれ、記載ミスがあった。また、補助対象経費であるか判断しがたいものが見受けられた。

提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は、指導するなど、適正な事務処理をされたい。

エ　健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

⑶　会計管理室

以下の各課に係る令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア　財産管理課

(ｱ) 物品売払収入について、歳入の調定が行われていなかった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされ

たい。

(ｲ) 財産区で、長年にわたり同一の業者との業務委託契約（自動更新）を続け、競争性が確保されていない団体があった。

地方公共団体の業者選定は競争による手続きを原則としている。

契約事務の公平性、経済性及び競争性を確保するため、複数の者から、見積徴取されたい。

(ｳ) 財産区の業務委託について、業務計画等を文書で残していない団体があった。適正な作業工程で行われたか客観的な判断が出来なかった。

適正な業務を行っていることを証明するため、今後は文書で残されたい。

(ｴ) 財産区の業務完了後における履行確認について、作業日報、作業者の出勤記録票及び財産区管理会委員による現地確認などで検査を行い、検査調書が作成されていた団体があった。また、記録写真として作業中の写真しか提出されていなかったため、業務成果の証拠として作業前及び作業後の写真を保管されたい。

イ　会計課

特に指摘する事項はなかった。

⑷　上下水道部

以下の各課に係る令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア　総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

イ　総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

⑸　市立病院

令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

７　意見

以上が、議会事務局等における令和６年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた次の点については、今後の事務処理において留意されたい。

調定伝票の未作成や科目誤りなど基本的なミスが見受けられた。

補助金申請の審査や確定をする際の調査・確認を形式的に行っているのではないかと考えられるものがあった。

これらのことは、過去のやり方や提出された書類等が正しいものとして疑問を持たず、前例踏襲で事務を行っていることが原因と考えられる。

いま一度、財務に関する事務の基礎を点検するとともに、人材育成の機会と捉えて調査・確認の機会を持ち、より適正な事務の執行に努めていただきたい。

また、事業の取りまとめを行う管理部署と、実際に事業を行う主管課の連携が不十分で、主管課が対応に苦慮している事例も見受けられた。

各管理部署においては、当該事業における関係法令や市全体の状況を把握しているというメリットを生かし、普段から主管課とのコミュニケーションを密にするとともに、困っている主管課があれば部署内で持っている知見を生かして助言を行い、市全体としての業務の適正化・効率化を目指されたい。

「掲示済」

教育委員会欄

規　則

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市教育委員会
教育長　神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第１号

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係規則の整理に関する規則

（亀岡市教育委員会基本規則の一部改正）

第１条　亀岡市教育委員会基本規則（昭和３１年亀岡市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１９条第４号中「亀岡市立幼稚園」を削る。

（亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の廃止）

第２条　次に掲げる規則は、廃止する。

⑴　亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成２７年亀岡市教育委員会規則第４号）

⑵　亀岡市立幼稚園園則（昭和４０年亀岡市教育委員会規則第４号）

⑶　亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成２７年亀岡市教育委員会規則第５号）

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市教育委員会
教育長　神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第２号

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成１４年亀岡市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「幼稚園、」を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２７日

亀岡市教育委員会
教育長　神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第３号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和４０年亀岡市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２学校教育課の項中
「幼稚園の教育内容に関すること。」を
「幼保連携型認定こども園の教育内容の助言に関すること。
かめおか乳幼児教育センターとの連携に関すること。」
に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

告　示

亀岡市教育委員会告示第２号

亀岡市立小学校の通学路に関する要綱（昭和５８年亀岡市教育委員会告示第３号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２７日

亀岡市教育委員会
教育長　神先宏彰

附則第２項中「亀岡市立幼稚園、」、「通園路及び」及び同条後段を削る。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

「掲示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第１号

庁中一般

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和７年３月２７日

亀岡市教育委員会
教育長　神先宏彰

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係訓令の整理に関する訓令

（学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部改正）

第１条　学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程（平成８年亀岡市教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条を削り、第４条を第３条とする。

第５条中「前３条」を「前２条」に改め、同条を第４条とする。

（亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正）

第２条　亀岡市教育委員会事務専決規程（昭和５３年亀岡市教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、亀岡市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園長」を削る。

第１０条を削り、第１１条を第１０条とし、第１２条から第１７条までを１条ずつ繰り上げる。

第１８条第３項中「、館長又は園長」を「又は館長」に改め、同条を第１７条とし、第１９条を第１８条とする。

（亀岡市教育委員会職員管理監督者昇任試験実施規程の一部改正）

第３条　亀岡市教育委員会職員管理監督者昇任試験実施規程（平成１２年亀岡市教育委員会教育長訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書中「幼稚園教諭及び」を削る。

（亀岡市立幼稚園運営規程の廃止）

第４条　亀岡市立幼稚園運営規程（平成２７年亀岡市教育委員会教育長訓令第４号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第２号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月３１日

亀岡市教育委員会
教育長　神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成２年亀岡市教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表の２の表中

「

⑰　満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 ア　当該子の看護 イ　当該子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添い ウ　当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。 ⑴　負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合 ⑵　子が受ける、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）で定める予防接種、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）で定める健康診断並びに母子保健法で定める健康診査に付き添う場合 ⑶　子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合

」

を

「

⑰　満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 ア　当該子の看護 イ　当該子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添い ウ　当該子（満９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に限る。）が在籍する学校の休業（学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条に規定する休業をいう。）その他これに準じるものとして京都府人事委員会が定める事由に伴う当該子の世話 エ　当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。 ⑴　負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合 ⑵　子が受ける、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）で定める予防接種、学校保健安全法で定める健康診断並びに母子保健法で定める健康診査に付き添う場合 ⑶　インフルエンザ等による学校等の臨時休業（学校等の全部又は一部の休業）及び台風等による休校のため子の世話を行う場合 ⑷　子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合

」

に改める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

選挙管理委員会欄

告　示

亀岡市選挙管理委員会告示第２号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の５０分の１の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の５０分の１の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

令和７年３月３日

亀岡市選挙管理委員会
委員長　美馬義晴

１，４４６人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第３号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の３分の１の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和７年３月３日

亀岡市選挙管理委員会
委員長　美馬義晴

２４，０９５人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第４号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の６分の１の数は、次のとおりである。

令和７年３月３日

亀岡市選挙管理委員会
委員長　美馬義晴

１２，０４８人

「掲示済」

上下水道部欄

規　程

亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月１１日

亀岡市長　桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第１号

亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程等の一部を改正する規程

（亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程の一部改正）

第１条　亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程（平成２０年亀岡市上下水道事業管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

２　前項に規定する契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

（亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部改正）

第２条　亀岡市水道料金等収納事務委託規程（平成２０年亀岡市上下水道事業管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

２　前項に規定する契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

（亀岡市水道用水供給事業給水条例施行規程の一部改正）

第３条　亀岡市水道用水供給事業給水条例施行規程（令和４年亀岡市上下水道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

２　前項に規定する契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

告　示

亀岡市上下水道部告示第１号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和７年３月１７日から令和７年３月３１日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

令和７年３月１７日

亀岡市長　桂川孝裕

１　供用及び汚水の処理を開始する年月日
　令和７年３月３１日

２　供用及び汚水の処理を開始する区域
　大井町南金岐重見、千代川町小林前田、明晴１丁目、明晴２丁目、明晴３丁目、明晴４丁目、明晴５丁目、余部町天神又、谷川尻、安町、篠町篠観音芝、下西裏、新畑田、中西裏、柏原松ノ浦、王子西ノ山、馬堀広道、曽我部町重利向田、寺蛇谷、薙田野町奥條登イ畑、芦ノ山アゲキ、佐伯西勝寺、大門の各一部

３　供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
　分流式

４　汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
　⑴　位　置：京都府亀岡市三宅町八田１番地
　⑵　名　称：亀岡市年谷浄化センター

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第２号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和７年３月２５日

亀岡市長　桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第１０条第１号の規定により告示する。

記

１　指定日
　　令和７年３月２５日
２　指定業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住　　所
342	畑中設備	畑中　博之	京都府南丹市園部町半田阪田45-1

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第３号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和７年３月２５日

亀岡市長　桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第１５条第１号の規定により告示する。

記

１　指定日
　　令和７年３月２５日
２　指定業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住　　所
323	畑中設備	畑中　博之	京都府南丹市園部町半田阪田45-1

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第４号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和７年３月２５日

亀岡市長　桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第１０条第１号の規定により告示する。

記

１　指定日
　　令和７年３月２５日

２　指定業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住　　所
343	紀設備	代表 梅原　紀子	京都府亀岡市篠町広田2丁目5番12号

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第５号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和７年３月２５日

亀岡市長　桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第１５条第１号の規定により告示する。

記

１　指定日

令和７年３月２５日

２　指定業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住　　所
324	紀設備	梅原　紀子	亀岡市篠町広田2丁目5番12号

「掲示済」

公　告

亀岡市上下水道部公告第１号

下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第３条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和７年３月１３日

亀岡市長　桂川孝裕

１　下水道の名称

亀岡市公共下水道

２　予定処理区域

亀岡市北町、西町、紺屋町、本町、柳町、塩屋町、矢田町、新町、内丸町、横町、旅籠町、呉服町、京町、西堅町、東堅町、突抜町、河原町、南郷町、安町、宇津根町、荒塚町、荒塚町一丁目、荒塚町二丁目、余部町、亀岡駅北一丁目、亀岡駅北二丁目、亀岡駅北三丁目、追分町、中矢田町、上矢田町、下矢田町、下矢田町一丁目、下矢田町二丁目、下矢田町三丁目、下矢田町四丁目、古世町、古世町一丁目、古世町二丁目、古世町三丁目、北古世町一丁目、北古世町二丁目、三宅町、三宅町一丁目、三宅町二丁目、北河原町一丁目、北河原町二丁目、千代川町小林、拝田、北ノ庄、湯井、高野林、川関、日吉台、千原、千原一丁目、千原二丁目、今津一丁目、今津二丁目、今津三丁目、小川一丁目、小川二丁目、小川

三丁目、明晴一丁目、明晴二丁目、明晴三丁目、明晴四丁目、明晴五丁目、明晴六丁目、大井町南金岐、北金岐、かすみケ丘、並河、並河一丁目、並河二丁目、並河三丁目、並河四丁目、並河五丁目、並河六丁目、土田一丁目、土田二丁目、土田三丁目、小金岐、小金岐一丁目、小金岐二丁目、小金岐三丁目、小金岐四丁目、篠町柏原、王子、森、山本、篠、浄法寺、野条、広田、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、見晴一丁目、見晴二丁目、見晴三丁目、見晴四丁目、見晴五丁目、見晴六丁目、見晴七丁目、夕日ケ丘一丁目、夕日ケ丘二丁目、夕日ケ丘三丁目、夕日ケ丘四丁目、馬堀、馬堀駅前一丁目、馬堀駅前二丁目、西つつじケ丘五月台一丁目、五月台二丁目、雲仙台一丁目、雲仙台二丁目、大山台一丁目、大山台二丁目、霧島台一丁目、霧島台二丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、南つつじケ丘大葉台一丁目、大葉台二丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、東つつじケ丘都台一丁目、都台二丁目、都台三丁目、曙台一丁目、曙台二丁目、曙台三丁目、曙台四丁目、曽我部町重利、穴太、西条、南条、寺、春日部、中、法貴、犬飼、薭田野町佐伯、天川、太田、鹿谷、柿花、奥条、芦ノ山、吉川町穴川、吉田、本梅町中野、平松、井手、西加舎、東加舎、宮前町宮川、神前、猪倉、東本梅町中野、赤熊、松熊、大内、東大谷、保津町の各一部又は全部

３　予定排水区域

1,739ha

４　工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

昭和４９年１２月１２日

工事完成予定年月日

令和１３年３月３１日

５　事業計画縦覧場所

亀岡市安町釜ケ前２０番地

亀岡市上下水道部下水道課

６　縦覧期間

令和７年３月１４日から

令和７年３月２７日まで

「掲示済」

市立病院欄

規　程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

亀岡市病院事業管理者　田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第１号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成１６年亀岡市病院事業管理規程第３２号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

訪問診療に係る交通費		１回　　550（50）

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

亀岡市病院事業管理者　田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第２号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成１６年亀岡市病院事業管理規程第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第４及び別表第４の２を次のように改める。

別表第４（第３条関係）

１　医療職給料表⑴昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	
20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	

61	17	30	5																						
62	17	30	5																						
63	18	31	5																						
64	18	31	5																						
65	19	31	5																						
66		32	5																						
67		32	5																						
68		32	5																						
69		32	5																						
70		32	5																						
71		33	5																						
72		33	5																						
73		33	5																						
74		33																							
75		33																							
76		34																							
77		34																							
78		34																							
79		34																							
80		34																							
81		35																							
82		35																							
83		35																							
84		35																							
85		35																							

29	1	9	3																						
30	1	10	3																						
31	1	11	4																						
32	1	12	4																						
33	1	13	4																						
34	2	14	5																						
35	3	15	5																						
36	4	16	5																						
37	5	17	5																						
38	6	18	5																						
39	7	19	5																						
40	8	20	5																						
41	9	21	5																						
42	10	21	5																						
43	11	22	5																						
44	12	22	5																						
45	13	23	5																						
46	13	23	5																						
47	13	24	5																						
48	14	24	5																						
49	14	25	5																						
50	14	25	5																						
51	14	26	5																						
52	15	26	5																						
53	15	27	5																						
54	15	27	5																						
55	15	28	5																						
56	16	28	5																						
57	16	29	5																						
58	16	29	5																						
59	16	29	5																						
60	17	30	5																						

2　医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	12
55	30	35	43	30	26	12
56	30	36	44	30	26	12
57	31	37	45	31	27	13
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	

73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38	31	
79	41	53	62	38	32	
80	42	54	62	38	32	
81	42	54	63	39	32	
82	42	54	63	39	32	
83	43	55	64	39	32	
84	43	55	64	39	33	
85	43	55	65	39	33	
86		56	66	40	33	
87		56	67	40	33	
88		56	68	40	33	
89		56	69	40	34	
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

３　医療職給料表⑶昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8

33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29

68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32
87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	32
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	33
92	68	64	80	60	33
93	69	65	81	60	33
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	

103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			

138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

別表第４の２（第３条関係）

１　医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10
6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		
16	59	36		
17	62	37		
18	64	38		
19	65	39		
20	65	40		
21	65	42		
22	65	44		
23	65	46		
24	65	48		
25	65	50		
26	65	52		
27	65	54		
28	65	56		
29	65	59		
30	65	62		
31	65	65		
32	65	70		
33	65	75		
34	65	80		
35	65	85		
36	65	85		
37	65	85		
38	65	85		
39	65	85		
40	65	85		
41	65	85		
42	65	85		
43	65	85		
44	65	85		
45	65	85		
46	65	85		
47	65	85		
48	65	85		
49	65	85		
50	65	85		
51	65	85		
52	65	85		
53	65	85		
54	65	85		
55	65	85		
56	65	85		
57	65	85		
58	65	85		
59	65	85		
60	65	85		

61	65	85		
62	65	85		
63	65	85		
64	65	85		
65	65	85		
66	65	85		
67	65	85		
68	65	85		
69	65	85		
70	65	85		
71	65	85		
72	65	85		
73	65	85		
74	65			
75	65			
76	65			
77	65			
78	65			
79	65			
80	65			
81	65			
82	65			
83	65			
84	65			
85	65			

２　医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53

35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101	77	
55	85	85	67	101	77	
56	85	90	68	101	77	
57	85	95	70	101	77	
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		

73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109	101		
79	85	105	109	101		
80	85	105	109	101		
81	85	105	109	101		
82	85	105	109	101		
83	85	105	109	101		
84	85	105	109	101		
85	85	105	109	101		
86	85	105	109	101		
87	85	105	109	101		
88	85	105	109	101		
89	85	105	109	101		
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

３　医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	

64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102	109	
87	137	145	103	109	
88	140	150	106	109	
89	144	153	109	109	
90	148	153	112	109	
91	152	153	115	109	
92	156	153	118	109	
93	159	153	121	109	
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		

97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				

130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第６中

「

88,500円
82,900円
72,700円
62,300円
51,900円
45,700円
69,400円
59,500円
49,600円
43,600円

」

を

「

89,500円
83,900円
73,700円
63,300円
52,900円
46,700円
70,400円
60,500円
50,600円
44,600円

」

に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

亀岡市病院事業管理者　田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第３号

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程（平成１８年亀岡市病院事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１項中「所長」の次に「、室長」を加える。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

「掲示済」

公　告

亀岡市立病院公告第１号

令和７年２月２１日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和７年９月３０日までとする。

令和７年３月６日

亀岡市病院事業管理者　田中宏樹

（候補者受験番号）

１　　２

「掲示済」